

履 修 上 の 注 意

○学業成績の評価について

本研究科における学業成績の評価は、各授業科目において設定されている目標に照らした到達度をもとに行い、下記評語を付す。

秀（きわめて優秀）

優（優秀）

良（望ましい水準に達している）

可（一応の水準に達しているが、望ましい水準に達するためには一層の努力を要する）

不可（一応の水準に達していない）

○出席要件について

すべての科目の「成績評価の基準」として、以下の出席要件が課されます。

- ・ 15回中10回の出席がなければ、単位の認定を行わない。
タームについては8回中6回の出席がなければ、単位の認定を行わない。
ただし、不慮の事故または長期入院を伴う疾病による欠席については、別途配慮することがある。
- ・ 感染予防等のために出席停止措置をとった場合には、この限りではない。
- ・ 講義開始後30分を超える遅刻または講義終了前30分を超える早退は、欠席とみなす。

目 次

区 分	授業科目名	担当 教員名	開設期	配当 年次	単位 数	頁	
必修 科目	【a 法律基本科目群】	民法1 A	神野	前期〈第1ターム〉	1	2	1
		民法1 B	油納	前期〈第2ターム〉	1	2	2
		民法2	油納	前期	1	2	3
		民法3	田村	後期〈第3ターム〉	1	2	4
		民法4	神野	後期	1	2	5
		会社法1	片木	前期〈第2ターム〉	1	1	6
		会社法2	片木	後期〈第3ターム〉	1	1	7
		会社法3	片木	後期〈第4ターム〉	1	1	8
		民事訴訟法	田邊	後期	1	2	9
		刑法A	秋野	前期〈第1ターム〉	1	1	10
		刑法A演習	秋野	前期〈第2ターム〉	1	1	11
		刑法B	秋野	後期〈第3ターム〉	1	1	12
		刑法B演習	秋野	後期〈第4ターム〉	1	1	13
		憲法1	新井	前期	1	2	14
		憲法2	門田	後期	1	2	15
		基礎演習1	片木ほか	前期〈第2ターム〉	1	1	16
		基礎演習2	片木ほか	後期〈第3ターム〉	1	1	17
		基礎演習3	片木ほか	後期〈第4ターム〉	1	1	18
		法学概論	片木ほか	前期〈第1ターム〉	1	1	19
		民法演習1 A	田村	前期〈第1ターム〉	2	1	20
		民法演習1 B	神野	前期〈第2ターム〉	2	1	21
		民法演習2 A	野田	前期〈第1ターム〉	2	1	22
		民法演習2 B	野田	前期〈第2ターム〉	2	1	23
		民法演習3 A	田村	後期〈第3ターム〉	2	1	24
		民法演習3 B	油納	後期〈第4ターム〉	2	1	25
		民法演習4	野田	後期	2	2	26
		商事法演習1 A	周田	前期〈第2ターム〉	2	1	27
		商事法演習1 B	周田	後期〈第3ターム〉	2	1	28
		商事法演習2 A	周田	後期〈第4ターム〉	2	1	29
		商事法演習2 B	周田	前期〈第1ターム〉	3	1	30
		民事手続法1	田邊	前期	2	2	31
		民事手続法2	田邊	後期	2	2	32
		刑法C	日山	前期〈第2ターム〉	2	1	33
		刑法C演習	日山	後期〈第3ターム〉	2	1	34

区 分	授業科目名	担当 教員名	開設期	配当 年次	単位 数	頁	
必修 科目	刑事訴訟法 1	堀田	前期〈第1ターム〉	2	1	35	
	刑事訴訟法 2	堀田	後期〈第3ターム〉	2	1	36	
	刑事訴訟法 1 演習	堀田	前期〈第2ターム〉	2	1	37	
	刑事訴訟法 2 演習	堀田	後期〈第4ターム〉	2	1	38	
	行政法 1	福永	前期	2	2	39	
	行政法 2	福永	後期	2	2	40	
	憲法演習 1	門田	前期〈第1ターム〉	2	1	41	
	憲法演習 2	新井	後期	2	2	42	
	民法法総合演習	小濱ほか	前期〈第2ターム〉	3	1	43	
	刑事法総合演習	秋野ほか	前期〈第2ターム〉	3	1	44	
	公法総合演習	門田ほか	前期〈第2ターム〉	3	1	45	
	【b 実務基礎科目群】	法曹倫理 1	藤川ほか	前期	2	2	46
		法文書作成	小濱ほか	前期	3	2	47
		民事訴訟実務基礎 1	小濱ほか	前期〈第2ターム〉	2	1	48
		民事訴訟実務基礎 2	小濱ほか	後期〈第3ターム〉	2	1	49
		刑事訴訟実務基礎	田上ほか	前期〈第1ターム〉	3	2	50
模擬裁判		小濱ほか	前期〈第1ターム〉	3	1	51	
選択 必修 科目	【a 法律基本科目群】 (刑法演習 1～2)	刑法演習 1	秋野	前期〈第1ターム〉	2	1	52
		刑法演習 2	日山	後期〈第4ターム〉	2	1	53
	【a 法律基本科目群】 〔重点演習 (公 法 1～2, 民法法 1～4, 刑事法 1～4)〕	重点演習 (公法 1)	福永ほか	後期〈第3ターム〉	3	1	54
		重点演習 (公法 2)	門田ほか	後期〈第4ターム〉	3	1	55
		重点演習 (民法法 1)	小濱ほか	後期〈第3ターム〉	3	1	56
		重点演習 (民法法 2)	野田ほか		3	1	開講 未定
		重点演習 (民法法 3)	田村ほか	後期〈第4ターム〉	3	1	58
		重点演習 (民法法 4)	片木ほか	後期〈第4ターム〉	3	1	59
		重点演習 (刑事法 1)	秋野ほか	後期〈第3ターム〉	3	1	60
		重点演習 (刑事法 2)	秋野ほか	後期〈第3ターム〉	3	1	61
		重点演習 (刑事法 3)	堀田	後期〈第4ターム〉	3	1	62
	重点演習 (刑事法 4)	田上	後期〈第4ターム〉	3	1	63	
	【b 実務基礎科目群】 (リーガル・クリニック, エクスターンシップ)	リーガル・クリニック	小濱ほか	前期	3	1	64
		エクスターンシップ	小濱ほか	後期	2	1	65

区分	授業科目名	担当 教員名	開設期	配当 年次	単位 数	頁	
選択 必修 科目	【c 基礎法学・隣接科目群】	法的思考法	平野	前期	2	2	66
		レトリック理論			1	2	開講 未定
		法理学	平野	後期	3	2	67
		外国法（アジア法）			2	2	開講 未定
		政治学	川崎	後期	2	2	68
		法社会学	畑	前期	2	2	69
選択 科目	【b 実務基礎科目群】	法曹倫理 2	藤川ほか	後期	2	2	70
		ローヤリング	小濱ほか	前期〈第1ターム〉	3	1	71
	【d 展開・先端科目群】	消費者法	風呂橋	後期	2	2	72
		不動産登記法	並川	前期	3	2	73
		債権回収法	原田	後期	3	2	74
		知的財産法 1	板倉	前期	3	2	75
		知的財産法 2	板倉	後期	3	2	76
		金融取引法			2	1	開講 未定
		企業金融法	片木	後期	3	2	77
		金融商品取引法入門	周田	前期〈第1ターム〉	3	1	78
		国際私法・取引法	中林	後期	2	2	79
		国際私法演習			3	1	開講 未定
		独占禁止法			3	2	開講 未定
		民事執行保全法	田邊	前期（集中）	3	2	80
		倒産処理法 1	藤本	前期（集中）	2	2	81
		倒産処理法 2	小梁	前期（集中）	3	2	82
		倒産処理法演習			3	1	開講 未定
		国際民事訴訟法			3	2	開講 未定
		労働法 1	山川	後期	2	2	83
		労働法 2	山川	前期	3	2	84
		労働法演習	山川	後期	3	2	85
		社会保障法	山川	前期	3	2	86
		少年法			3	2	開講 未定
		税法	仲田ほか	前期	3	2	87
		環境法演習			3	2	開講 未定

特講

区 分		授業科目名	担当 教員名	開設期	配当 年次	単位 数	頁
選択 必修 科目	【c 基礎法学・隣接科目群】	アジア法 1	田村ほか	前期〈第2ターム〉	2	1	88
		アジア法 2	田村ほか	後期〈第3ターム〉	2	1	89
選択 科目	【b 実務基礎科目群】	臨床法務	非常勤講師 (未確定)	前期	3	2	90
		公法実務基礎	大島ほか	前期 (集中)	3	1	91

配当年次	1年	開設期	前期<第1ターム>	区分	必修【a 法律基本科目】	単位数	2単位
授業科目名	民法1A						
担当教員名	神野 礼斉	研究室	B209	内線	7080		
【科目の概要】							
<p>民法典全体（物権，債権，親族，相続）に共通する一般的な規定が置かれる「総則」部分の諸制度とその解釈・運用について講義する。主たる内容は以下のとおりである。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 権利の主体と客体 2) 法律行為 3) 代理 4) 時効 							
【授業の目標】							
<ol style="list-style-type: none"> 1) 民法総則にかかわる基本的な法知識，法制度を習得する。 2) 日常的な生活事象を法的に説明できるだけの基礎力を身に付ける。 							
【授業の進め方】							
<ol style="list-style-type: none"> 1) 関係諸制度ないし関係規定について，その意義を解説する。 2) 具体的な事例を取り上げ，関係諸制度に関する理解を深める。 3) TKCにレジュメのファイルを掲示する。各回の授業ではこれを活用する。 							
【主たる教材】							
<p>教科書：佐久間毅ほか『民法I 総則』有斐閣 LEGAL QUEST 潮見佳男ほか『民法判例百選I 総則・物権（第8版）』有斐閣</p> <p>参考書：鳥谷部茂ほか『2STEP民法 1総則』信山社</p> <p>配付資料，TKCに掲示するレジュメ</p>							
【成績評価の基準】							
<p>期末試験100%</p>							
【授業計画】							
<ol style="list-style-type: none"> 1.民法総論 2.民法の全体像 3.民法の各制度の関係 4.権利能力，意思能力と行為能力 5.住所，失踪，法律行為総説 6.法律行為の有効性，心裡留保 7.虚偽表示，錯誤 8.詐欺・強迫，無効と取消，条件と期限 9.消費者契約法，任意後見法，代理総説 10.無権代理，表見代理（1）——109条,112条 11.表見代理（2）——110条，重畳適用，代理権濫用 12.法人総説，法人の活動に対する制限 13.理事の代理権，法人の不法行為，権利能力なき社団，組合 14.時効総説，取得時効と消滅時効 15.時効障害，援用と放棄 							
【その他】							

2018 HULS

配当年次	1年	開設期	前期<第2ターム>	区分	必修【a 法律基本科目】	単位数	2単位
授業科目名	民法1B						
担当教員名	油納 健一	研究室	B103	内線	7006		
【科目の概要】							
物権総論，及び債権総論・各論の一部（弁済による債権の実現と債務不履行責任）に関する諸制度について，具体的な紛争事例を意識しながら基本的な考え方を講義する。							
【授業の目標】							
1) 物権総論，履行障害法の基本原則に関する理解を深め，基礎知識を修得する。 2) 具体的な紛争事例において問題となっている事柄を的確に捉え，基礎知識を使って適切に解決する能力を培う。							
【授業の進め方】							
教科書，参考文献，配付資料等について，十分な予習をしていることを前提として，講義による説明と質疑応答による双方向方式の授業を行う。							
【主たる教材】							
1) 安永正昭『講義 物権・担保物権法〔第2版〕』（有斐閣，2014年） 2) 潮見佳男ほか編『民法判例百選 I 総則・物権〔第8版〕』（有斐閣，2018年） テキスト，配付資料							
【成績評価の基準】							
期末試験100%							
【授業計画】							
第1回 物権法序説，物権的請求権，意思主義（176条）と当事者関係・無権利関係，公示の原則と不動産登記制度・民法177条							
第2回 契約による不動産物権変動，取消による不動産物権変動							
第3回 解除による不動産物権変動，相続による不動産物権変動（1）							
第4回 相続による不動産物権変動（2），取得時効による不動産物権変動							
第5回 民法177条の第三者の範囲，公信の原則，動産物権変動							
第6回 占有権，所有権							
第7回 共同所有，用益物権，復習確認テスト							
第8回 債権法序説，弁済（1）							
第9回 弁済（2），受領遅滞							
第10回 債務不履行制度の概観，履行の強制（強制履行），債務不履行に基づく損害賠償（1）							
第11回 債務不履行に基づく損害賠償（2）							
第12回 債務不履行に基づく損害賠償（3），第三者による債権侵害（不法行為に基づく損害賠償），契約の解除（1）							
第13回 復習確認テスト							
第14回 契約の解除（2）							
第15回 契約の解除（3）							
【その他】							
予習・復習は毎回確実にすること。							

2018 HULS

配当年次	1年	開設期	前期	区分	必修【a 法律基本科目】	単位数	2単位
授業科目名	民法2						
担当教員名	油納 健一	研究室	B103	内線	7006		
【科目の概要】							
債権各論に関する諸制度について、具体的な紛争事例を意識しながら基本的な考え方を講義する。							
【授業の目標】							
1) 契約法(契約解除・雇用・組合を除く)および事務管理法・不当利得法・不法行為法の基本原則に関する理解を深め、基礎知識を修得する。							
2) 具体的な紛争事例において問題となっている事柄を的確に捉え、基礎知識を使って適切に解決する能力を培う。							
【授業の進め方】							
教科書、参考文献、配付資料等について、十分な予習をしていることを前提として、講義による説明と質疑応答による双方向方式の授業を行う。							
【主たる教材】							
1) 潮見佳男『基本講義債権各論Ⅰ 契約法・事務管理・不当利得』（新世社、2017年） 潮見佳男『基本講義債権各論Ⅱ 不法行為法』（新世社、2017年）							
2) 窪田充見ほか編『民法判例百選Ⅱ 債権〔第8版〕』（有斐閣、2018年） テキスト、配付資料							
【成績評価の基準】							
中間試験30%、期末試験70%							
【授業計画】							
第1回 契約の効力							
第2回 売買（1）							
第3回 売買（2）							
第4回 贈与、使用貸借							
第5回 消費貸借、賃貸借（1）							
第6回 賃貸借（2）							
第7回 賃貸借（3）							
第8回 賃貸借（4）							
第9回 請負							
第10回 委任、寄託、和解、事務管理							
第11回 不当利得、不法行為法の意義、不法行為法の要件（1）							
第12回 不法行為法の要件（2）							
第13回 復習確認テスト							
第14回 不法行為法の効果、責任無能力者の監督義務者責任							
第15回 使用者責任、土地工作物責任、共同不法行為							
【その他】							
予習・復習は毎回確実にすること。							

2018 HULS

配当年次	1年	開設期	後期〈第3ターム〉	区分	必修【a 法律基本科目】	単位数	2単位
授業科目名	民法3						
担当教員名	田村 耕一	研究室	B211	内線	7081		
【科目の概要】							
債権総論の一部（債権の保全・移転・消滅に関する一部）及び担保物権法に関する諸制度について、具体的な紛争事例を意識しながら、基本的な考え方（改正法案）を理解する。							
【授業の目標】							
1) 債権回収方法や金融担保法の基本原則を理解し、基礎知識を習得する。 2) 典型的な事例につき、条文に書いてあることを的確かつ具体的に説明できる能力を培う。							
【授業の進め方】							
1) TKCで予習内容（読んでおくべき教科書の箇所、考えておくべき内容）を指示する。 2) 関係諸制度ないし関係規定について、受講者が予習内容を口頭で説明することで、内容の確認と説明能力、やりとりする能力を養う。 3) 具体的な典型事例を採り上げ、双方向的な手法を用いて、論理を展開する能力を養う。 4) 内容の理解と上記3)の能力を確認することを兼ねて、文章で表す機会を数回設ける。							
【主たる教材】							
1) 内田貴『民法Ⅲ 債権総論・担保物権[第3版]』（東京大学出版会，2005年） 2) 安永正昭『講義 物権・担保物権法 第2版』（有斐閣，2014年） *この授業では直接使用しないが、『民法判例百選Ⅰ・Ⅱ[第8版]』（有斐閣，2018年）は今後必要になるので、用意すること。改正後法に対応した教科書は追って指示する。 TKCより出力のレジュメ，配布資料							
【成績評価の基準】							
レポート30%，期末試験70%							
【授業計画】							
第1回 債権の性質・債権譲渡（1） 第2回 債権譲渡（2）・債務引受 第3回 相殺 第4回 債権者代位権 第5回 詐害行為取消権 第6回 保証 第7回 多数当事者の債権債務関係 第8回 留置権・先取特権 第9回 質権 第10回 抵当権（1） 第11回 抵当権（2） 第12回 抵当権（3） 第13回 抵当権（4） 第14回 非典型担保（1） 第15回 非典型担保（2）							
【その他】							
TKCを参考とすること。							

2018 HULS

配当年次	1年	開設期	後期	区分	必修【a 法律基本科目】	単位数	2単位
授業科目名	民法4						
担当教員名	神野 礼斉	研究室	B209	内線	7080		
【科目の概要】							
<p>家族関係にかかわる民法上の諸制度とその解釈・運用について講義する。 主たる内容は以下のとおりである。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 婚姻関係の成立・効果・解消 2) 親子関係の成立と効果 3) 相続の開始・効力と遺産分割 							
【授業の目標】							
<ol style="list-style-type: none"> 1) 家族関係にかかわる基本的な法知識，法制度を習得する。 2) 日常的な生活事象を法的に説明できるだけの基礎力を身に付ける。 							
【授業の進め方】							
<ol style="list-style-type: none"> 1) 関係諸制度ないし関係規定について，その意義を解説する。 2) 具体的な事例を取り上げ，関係諸制度に関する理解を深める。 3) T K Cにレジュメのファイルを掲示する。各回の授業ではこれを活用する。 							
【主たる教材】							
<p>教科書：高橋朋子ほか『民法7 親族・相続（第5版）』有斐閣アルマ 参考書：水野紀子ほか『民法判例百選Ⅲ 親族・相続（第2版）』有斐閣 配付資料，T K Cに提示するレジュメ</p>							
【成績評価の基準】							
中間試験35%，期末試験65%							
【授業計画】							
<ol style="list-style-type: none"> 1. 家族法総説 2. 婚姻の成立 3. 婚姻の効果 4. 離婚 5. 離婚後の子の監護，婚外関係 6. 実子 7. 養子，親権 8. 扶養，後見，氏名と戸籍 9. 相続人 10. 相続財産 11. 相続分 12. 遺産分割 13. 遺言 14. 遺留分 15. 家族紛争の解決方法 							
【その他】							

2018 HULS

配当年次	1年	開設期	前期<第2ターム>	区分	必修【a 法律基本科目】	単位数	1単位
授業科目名	会社法1						
担当教員名	片木 晴彦	研究室	S 2 1 2	内線	7 0 6 5		
【科目の概要】							
株式会社の総論から株主総会までを、設立、株式及び株主総会を中心として授業する。							
【到達目標】							
1) 会社法典を読むことができる。 2) テキストを読むことができる。 3) 重要な判例を理解する。							
【授業の進め方】							
テキストに従いつつ、会社法典や判例を読み、会社法の基本的な考え方を理解することができるよう、適宜質疑応答を交えて授業を行う。会社法の条文および指示された判例は、事前に十分に読み解いておくことが求められる。							
【主たる教材】							
伊藤靖史＝大杉謙一外 『Legal Quest 会社法[第4版]』(2018年・有斐閣) 江頭憲治郎他編『会社法判例百選第3版』(2016年・有斐閣) その他、適宜資料を配付する。							
【成績評価の基準】							
期末テスト70%、平常点(小テスト)30%							
【授業計画】							
第1回 会社・株式会社の特色 第2回 株式会社の設立と消滅 第3回 株式会社の登記 第4回 株式の意義と単位 第5回 株式の内容 第6回 株式の譲渡・譲渡制限株式 第7回 株式会社の統治システム 第8回 株主総会の招集手続							
【その他】							

配当年次	1年	開設期	後期<第3ターム>	区分	必修【a 法律基本科目】	単位数	1単位
授業科目名	会社法2						
担当教員名	片木 晴彦	研究室	S 2 1 2	内線	7 0 6 5		
【科目の概要】							
会社法1に続き、会社制度について、取締役、計算、資金調達、組織再編を授業する。							
【授業の目標】							
1) 会社法の条文の体系を理解する。 2) テキストを読むことができる。 3) 重要な判例を理解する。							
【授業の進め方】							
テキストおよび講義資料に従いつつ、会社法典や判例を読み、会社法の基本的な考え方を理解することができるよう、適宜質疑応答を交えて授業を行う。会社法の条文および指示された判例は、事前に十分に読み解いておくことが求められる。							
【主たる教材】							
伊藤靖史＝大杉謙一外 『Legal Quest 会社法[第4版]』(2018年・有斐閣) 岩原紳作他編『会社法判例百選第3版』(有斐閣) (2016年・有斐閣) その他適宜資料を配付する							
【成績評価の基準】							
期末テスト70%、平常点(小テスト)30%							
【授業計画】							
第1回 株主総会の審議・決議 第2回 株主総会の決議の瑕疵 第3回 取締役と取締役会 第4回 代表取締役その他会社の代理人 第5回 取締役の責任1 第6回 取締役の責任2 第7回 取締役の第三者に対する責任							
【その他】							

配当年次	1年	開設期	後期<第4ターム>	区分	必修【a 法律基本科目】	単位数	1単位
授業科目名	会社法3						
担当教員名	片木 晴彦	研究室	S 2 1 2	内線	7 0 6 5		
【科目の概要】							
株式会社の総論から株主総会までを、設立、株式及び株主総会を中心として授業する。							
【到達目標】							
1) 会社法典を読むことができる。 2) テキストを読むことができる。 3) 重要な判例を理解する。							
【授業の進め方】							
テキストに従いつつ、会社法典や判例を読み、会社法の基本的な考え方を理解することができるよう、適宜質疑応答を交えて授業を行う。会社法の条文および指示された判例は、事前に十分に読み解いておくことが求められる。							
【主たる教材】							
伊藤靖史＝大杉謙一外 『Legal Quest 会社法[第4版]』（2018年・有斐閣） 江頭憲治郎他編『会社法判例百選第3版』（2016年・有斐閣） その他、適宜資料を配付する。							
【成績評価の基準】							
期末テスト70％，平常点（小テスト）30％							
【授業計画】							
第1回 利益相反取引 第2回 株式会社の決算・監査手続き 第3回 株主資本の会計（資本金・剰余金の配当） 第4回 株式の発行 第5回 新株予約権・自己株式の取得 第6回 新株発行の差止め・無効 第7回 組織再編1 第8回 組織再編2							
【その他】							

配当年次	1年	開設期	後期	区分	必修【a 法律基本科目】	単位数	2単位
授業科目名	民事訴訟法						
担当教員名	田邊 誠	研究室	S 1 0 7	内線	7 0 2 9		
【科目の概要】							
民事訴訟を初めて学ぶ者を対象として、民事訴訟の基礎を講義する。民事紛争処理のための諸制度を概観した後、裁判の規準、訴訟のコスト、訴えの種類、裁判所の組織、訴訟の提起、訴訟物、当事者、訴訟の基本原則、判決などについて学び、民事訴訟の全体像を把握できるようにする。							
【授業の目標】							
1) 民事紛争処理制度の全体、及び、民事訴訟の全体の流れが理解できること。 2) 民事訴訟の諸原則などの基本的な事項が理解できること。							
【授業の進め方】							
1) TKCに示す内容、及び、教科書の該当部分を受講者が予習していることを前提に講義を行う。 2) 講義は、受講者との質疑応答を交えて行う。 3) 講義で学習した内容は次回講義までに復習し、疑問点があれば、受講者同士の議論または担当教員に対する質問等によって解消するよう努めること。							
【主たる教材】							
教科書＝中野貞一郎『民事裁判入門』（第3版補訂版）（有斐閣） 参考書＝池田辰夫ほか『民事訴訟法 Visual Materials』（有斐閣）、 市川正人ほか『現代の裁判』（第7版）（有斐閣）							
【成績評価の基準】							
筆記試験（中間試験30％，期末試験70％）							
【授業計画】							
1：民事訴訟手続の概観，訴訟の種類（1） 2：訴訟の種類（2），訴えの提起，訴訟物 3：法律による裁判，要件事実，訴訟手続の法と基本理念 4：裁判を受ける権利，訴訟と非訟，訴訟のコスト 5：民事訴訟の目的・機能，民事紛争解決の諸手続，裁判官等の中立・公正 6：審理・判決をする裁判所 7：当事者（1）（当事者の確定，当事者能力） 8：当事者（2）（訴訟能力，当事者適格） 9：訴訟の審理過程（1） 10：訴訟の審理過程（2） 11：訴訟の審理過程（3），処分権主義（1） 12：処分権主義（2），弁論主義 13：事実認定と証拠，判決（1） 14：判決（2） 15：判決（3），多数当事者訴訟							
【その他】							
昨年度の授業評価アンケートでの受講者のコメントを踏まえ，学習方法についての言及を付加した。							

配当年次	1年	開設期	前期<第1ターム>	区分	必修【a 法律基本科目】	単位数	1単位
授業科目名	刑法A（条文解釈編） <旧：刑法1>						
担当教員名	秋野 成人	研究室	B 2 1 3	内線	7 0 5 2		
【科目の概要】							
刑法の基本原則及び基礎概念につき、刑法の体系的理解の幹となるようにその本質を深く理解することを目指す。特に、原理・原則の根拠となる条文につき解釈ルールに従い条文の構造を明らかにする。							
【授業の目標】							
1) 刑法における条文解釈の方法を用いて、個々の条文を的確に読み取ることができる。 2) 犯罪体系論に基づいた思考プロセスの特徴を理解する。 3) 論述における表現や言葉の使い方に留意しテキストをより深く理解できる。							
【授業の進め方】							
1) 予習として取り上げる条文及びテキストの指定範囲を一通り読んでくる。 2) 条文解釈ルールに従って個々の条文の意味を明らかにするとともに、その犯罪体系論上の位置づけや意義を質疑応答により考える。 3) 復習課題を提示するので、自学自習する。							
【主たる教材】							
教科書：井田良ほか『よくわかる刑法 第2版』 ミネルヴァ書房 2013年							
【成績評価の基準】							
中間試験（30%）及び期末試験（70%）を単純合算して成績評価を行う。なお、いずれの試験も論述試験とする。							
【授業計画】							
1. 刑法の基礎概念—犯罪体系論（犯罪とは構成要件に該当し違法かつ有責な行為である） 2. 構成要件 —構成要件該当行為（実行行為）、構成要件該当結果、因果関係等 3. 違法性① —違法性の本質（刑法第35条、第36条、第37条） 4. 違法性② —正当防衛の基本構造（刑法第36条1項） 5. 責任① —故意責任原則（刑法第38条1項、第39条、第41条） 6. 責任② —錯誤論（刑法第38条2項・3項） 7. 共犯① —正犯と共犯（刑法第60条） 7.5. 共犯② —狭義の共犯（刑法第61条・第62条）							
【その他】							
昨年度より、刑法については教育プロセスの見直しを行った結果、新カリキュラムに移行している。各授業科目の教育目的が細やかに設定され、これに最適な教育手法が選択・採用されているので、受講生は問題意識を明確化し、教育目的を常に意識して授業サイクル（予習⇒授業⇒復習）を展開すること、及び、刑法系科目をバラバラに捉えることなく最終的に統合・融合させること（条文解釈・理論構築・事案分析の三位一体）を心がけてください。							

2018 HULS

配当年次	1年	開設期	前期<第2ターム>	区分	必修【a 法律基本科目】	単位数	1単位
授業科目名	刑法A演習						
担当教員名	秋野 成人	研究室	B 2 1 3	内線	7 0 5 2		
【科目の概要】							
<p>刑法A（条文解釈編）で習得した条文解釈ルールに従って、財産犯領域の各犯罪類型につき、条文からその構成要件を導き出し、個々の構成要件要素において生じる問題点を検討する。その際、テキストや判決文を十分に読み込めることを重視する。</p>							
【授業の目標】							
<p>1) 条文から各犯罪類型の構成要件を解釈により導き出せる。 2) 各犯罪類型の特質と相互の違いを正確に把握できる。 3) テキストや判決文を緻密な論理的思考により正確に読解し、それを範として論述を組み立てられる。</p>							
【授業の進め方】							
<p>1) 予習として指示されたテキストの範囲をじっくりと読んでくる。 2) 授業で提示された文献資料をその場で読んで、質疑応答や議論を通じて、その内容を正確に把握する。その際に、テキストの主張内容との異同を明らかにする。 3) 復習課題を提示するので、自学自習する。</p>							
【主たる教材】							
<p>教科書： 井田良 『講義刑法学・各論』有斐閣 2016年 井田良ほか『よくわかる刑法 第2版』ミネルヴァ書房 2013年</p>							
【成績評価の基準】							
<p>中間試験（30%）及び期末試験（70%）を単純合算して成績評価を行う。なお、いずれの試験も論述試験とする。</p>							
【授業計画】							
<p>1. 財産犯の保護法益と行為態様 刑法第235条・第242条・第252条 2. 1項犯罪と2項犯罪 刑法第235条・第252条／第236条・第246条／第247条 3. 窃盗罪① 刑法第235条 4. 窃盗罪② 刑法第235条／第261条 5. 強盗罪 刑法第236条 6. 詐欺罪・恐喝罪 刑法第246条・249条 7. 横領罪・背任罪 刑法第252条・第247条 7.5. 盗品等に関する罪 刑法第256条</p>							
【その他】							
<p>今年度より、刑法については教育プロセスの見直しを行った結果、新カリキュラムに移行している。各授業科目の教育目的が細やかに設定され、これに最適な教育手法が選択・採用されているので、受講生は問題意識を明確化し、教育目的を常に意識して授業サイクル（予習⇒授業⇒復習）を展開すること、及び、刑法系科目をバラバラに捉えることなく最終的に統合・融合させること（条文解釈・理論構築・事案分析の三位一体）を心がけてください。</p>							

配当年次	1年	開設期	後期<第3ターム>	区分	必修【a 法律基本科目】	単位数	1単位
授業科目名	刑法B						
担当教員名	秋野 成人	研究室	B 2 1 3	内線	7 0 5 2		
【科目の概要】							
<p>刑法A（条文解釈編）は条文に基づく原則論を修得することを目指したのに対して、本講義は、明文規定のない理論を他の条文等を参考に構築して問題を解決する手法を学ぶ。いわば例外領域を扱い、原則と例外とそれぞれの思考プロセスを確認する。</p>							
【授業の目標】							
<p>1) 条文解釈により解決できる領域を明確に把握する。 2) 条文と原則論をヒントにして例外領域を処理するための理論を考える。 3) 明文規定のない理論の枠組みを正確に理解したうえで、その具体的な成立要件を定立できる。</p>							
【授業の進め方】							
<p>1) 予習として指定されたテキストを熟読する。 2) 授業では、質疑応答や議論により、取り上げる問題がなぜ例外領域に位置づけられるのか、解決を求めるその問題は犯罪体系論上どこに位置づけられるのか、またその問題を解決する理論はどのような論理の積み重ねにより構築されるのかを明らかにする。 3) 復習課題を提示するので、自学自習する。</p>							
【主たる教材】							
<p>教科書： 井田良 『講義刑法学・各論』有斐閣 2016年 井田良ほか『よくわかる刑法 第2版』ミネルヴァ書房 2013年</p>							
【成績評価の基準】							
<p>中間試験（30%）及び期末試験（70%）を単純合算して成績評価を行う。なお、いずれの試験も論述試験とする。</p>							
【授業計画】							
<p>1. 実行行為—不真正不作為犯 刑法第199条・第217～219条 2. 実行行為—結果的加重犯 刑法第204条・第205条・第208条 3. 実行行為—結合犯と機会犯罪 刑法第238条・第240条／第181条 4. 未遂 —早すぎた結果実現 刑法第43条本文 5. 正当防衛—自招行為・量的過剰防衛 刑法第36条 6. 責任能力—行為との同時存在の原則 刑法第39条 7. 正犯と共犯—間接正犯 刑法第199条／第202条 7.5. 罪数 —犯罪の個数、犯罪の競合 刑法第45条・第54条</p>							
【その他】							
<p>今年度より、刑法については教育プロセスの見直しを行った結果、新カリキュラムに移行している。各授業科目の教育目的が細やかに設定され、これに最適な教育手法が選択・採用されているので、受講生は問題意識を明確化し、教育目的を常に意識して授業サイクル（予習⇒授業⇒復習）を展開すること、及び、刑法系科目をバラバラに捉えることなく最終的に統合・融合させること（条文解釈・理論構築・事案分析の三位一体）を心がけてください。</p>							

配当年次	1年	開設期	後期<第4ターム>	区分	必修【a 法律基本科目】	単位数	1単位
授業科目名	刑法B演習						
担当教員名	秋野 成人	研究室	B 2 1 3	内線	7 0 5 2		
【科目の概要】							
<p>条文解釈及び明文規定のない理論を用いて事例を解決するプロセスを学ぶ。個々の犯罪類型につき典型事例や裁判例を素材にしてその解決に必要な理論や規範を導き出し、具体的な事実をこれにあてはめて結論を得るといった論理的思考を修得し、これをわかりやすい言葉と文章で明確に論じられることを目指す。</p>							
【授業の目標】							
<ol style="list-style-type: none"> 1) 典型事例を通じて、事案解決の基礎力を修得する。 2) 事例におけるどの具体的事実が、条文との関係において、解釈上または理論上のどのような問題を生ぜしめるのかを説明できる。 3) 事例を解決する思考のプロセスを、三段論法などの論述スタイルに乗せて、論理的文章で表現・伝達できる。 							
【授業の進め方】							
<ol style="list-style-type: none"> 1) 予習として、各犯罪類型につき、自ら条文を解釈して構成要件を導くとともに、その後テキストを熟読吟味して解釈や論理に欠けていた部分等があればそれを補っておく。 2) 授業において提示された典型事例における具体的事実を整理しつつ、そこで問題となる点を理論構成し、当該問題を解決する論理的方向性を議論する。 3) 復習課題として事例問題を提示するので、これを用いて事案処理のための思考プロセスを文章化する。 							
【主たる教材】							
<p>教科書： 井田良 『講義刑法学・各論』有斐閣 2016年 井田良ほか『よくわかる刑法 第2版』ミネルヴァ書房 2013年</p>							
【成績評価の基準】							
<p>授業時に適宜実施する小テスト（合計30%）と期末試験（70%）とを単純合算して成績評価を行う。</p>							
【授業計画】							
<ol style="list-style-type: none"> 1. 条文文言の解釈の相違を生み出す議論－「暴行」概念を素材に 2. 条文に明記されていない要件を解釈で導き出す議論－条文と保護法益との関係 3. 処罰範囲を拡張する議論①－保護法益の捉え方 4. 処罰範囲を拡張する議論②－「偽造」概念を素材に 5. 処罰範囲を限定する議論－「意に反する」の意味 6. 「危険」概念－条文、危険犯と実行行為の危険 7. 実行行為後の事情を実行行為時に前倒す議論－客観的可能性、主観的な目的要素 8. 基本的構成要件を修正する条文の扱い 							
【その他】							
<p>今年度より、刑法については教育プロセスの見直しを行った結果、新カリキュラムに移行している。各授業科目の教育目的が細やかに設定され、これに最適な教育手法が選択・採用されているので、受講生は問題意識を明確化し、教育目的を常に意識して授業サイクル（予習⇒授業⇒復習）を展開すること、及び、刑法系科目をバラバラに捉えることなく最終的に統合・融合させること（条文解釈・理論構築・事案分析の三位一体）を心がけてください。</p>							

配当年次	1年	開設期	前期	区分	必修【a 法律基本科目】	単位数	2単位
授業科目名	憲法 1						
担当教員名	新井 誠	研究室	B 2 1 2	内線	7 0 5 3		
【科目の概要】							
本講義では、①憲法総論、②統治機構に関する日本国憲法解釈、③基本的人権に関する日本国憲法解釈（の一部）について、学説・判例を素材として学ぶこととする。							
【授業の目標】							
1) 憲法総論、国や地方自治団体の統治システム、基本的人権に関する基本知識を正しく理解・習得できる。							
2) 以上を理解・修得しつつ、適宜、関連する裁判所の判例や学説について理解を深め、憲法に関する論理力を養うことができる。							
【授業の進め方】							
1) 本講義では、各テーマに則したレジュメをTKCで配布し、それに基づいた授業を行う。							
2) 本講義中には、適宜、質疑応答を交えて、基本的な知識・論理の確認を行う。							
3) 本講義では、（裁）判例の分析のほか、裁判所では扱われない憲法上の論点にも、学説などを交えて言及する。							
【主たる教材】							
教科書については授業開始時に説明をする（授業ではレジュメを使用）。その他の概説書、参考書についても同じ。							
授業で頻繁に言及する概説書として、芦部信喜（高橋和之補訂）『憲法（第6版）』（岩波書店、2015年）を挙げておく。							
【成績評価の基準】							
筆記試験（中間試験30%程度、期末試験70%程度）							
【授業計画】							
第1回 憲法総論							
第2回 国民主権、権力分立、法の支配							
第3回 国会と立法権							
第4回 内閣と行政権							
第5回 裁判所と司法権（1）							
第6回 裁判所と司法権（2）							
第7回 地方自治							
第8回 基本権の保障・概論							
第9回 表現の自由（1）							
第10回 表現の自由（2）							
第11回 集会・結社の自由							
第12回 思想・良心の自由							
第13回 学問の自由							
第14回 信教の自由							
第15回 政教分離							
【その他】							

2018 HULS

配当年次	1年	開設期	後期	区分	必修【a 法律基本科目】	単位数	2単位
授業科目名	憲法2						
担当教員名	門田 孝	研究室	B 2 1 4	内線	7 0 5 6		
【科目の概要】							
<p>「憲法1」からの継続として、経済的自由、人身の自由、平等、社会権、国務請求権、参政権、「新しい人権」、基本権の主体と妥当範囲、財政、平和主義および憲法の保障と変動に関する基本的論点と、それに関連する諸問題について、主として学説・判例を素材として、質疑応答を交えながら講義を行なう。</p>							
【到達目標】							
<p>1) 憲法の基本的論点を考察するうえで必要な知識を習得し、学説・判例の立場を理解する。 2) 学説・判例の立場を、批判的に検討し、各自の考えを論理的に述べることができる。 3) 具体的事例を分析し、そうした問題に対する結論と理由を、論理的かつ説得力あるかたちで述べることができる。 4) 授業で習得した基本的な考え方を、様々な事例に広く応用することができる。</p>							
【授業の進め方】							
<p>1) 毎回のテーマに関連する基本的論点と問題を、レジュメの形であらかじめTKC上に掲載する。 2) 基本的論点を、適宜質疑応答を交えながら、確認する。 3) レジュメに挙げた問題を、質疑応答を交えながら、考察する。 4) 必要に応じてTKC上に補足資料を掲載する。また、何度かレポートを課す。</p>							
【主たる教材】							
<p>教科書＝特に指定しない。 参考書＝芦部信喜（高橋和之補訂）『憲法〔第6版〕』（岩波書店、2015年） 必要な資料は適宜配布（またはTKCに掲載）する。</p>							
【成績評価の基準】							
筆記試験（期末試験）80％ 平常点（小テスト・授業中の発言等）20％							
【授業計画】							
<p>1. 経済的自由（1） 2. 経済的自由（2） 3. 人身の自由と適正手続保障（1） 4. 人身の自由と適正手続保障（2） 5. 法の下での平等（1） 6. 法の下での平等（2） 7. 社会権（1） 8. 社会権（2） 9. 国務請求権 10. 参政権 11. 「新しい人権」 12. 基本権の妥当範囲 13. 基本権の享有主体 14. 財政 15. 平和主義／憲法の保障と変動</p>							
【その他】							

2018 HULS

配当年次	1年	開設期	前期<第2ターム>	区分	必修【a 法律基本科目】	単位数	1単位
授業科目名	基礎演習 1						
担当教員名	片木晴彦／田村耕一／神野礼斉／新井誠／秋野成人／門田孝				研究室		内線
【科目の概要】							
実定法の体系的な理解と法的な文章作成能力の基本を養うための導入科目である。							
【授業の目標】							
法的な思考の基本を，簡単な課題の解決を通じて習得するとともに，思考した内容を適切にするための法的な文章力を身につける。							
【授業の進め方】							
1) 原則として事前に与えられた課題の検討を討論方式により行う。 2) 事前または事後のレポート提出を求めることがある。							
【主たる教材】							
各週の教材は，予めTKCに掲載する。							
【成績評価の基準】							
各回に課されるレポートまたは小テスト，および各回における質疑により評価する。							
【授業計画】							
1. 訴訟の基本							
2. 民法の判例を読む1 (神野)							
3. 刑法の判例を読む1 (秋野)							
4. 憲法の判例を読む1 (新井)							
5. 商法の判例を読む (片木)							
6. 民法の判例を読む2 (田村)							
7. 刑法の判例を読む2 (秋野)							
8. 憲法の判例を読む2 (門田) 【以上第2ターム】							
【その他】							
具体的な日程および各回の担当者については，変更の可能性があります。							

配当年次	1年	開設期	後期<第3ターム>	区分	必修【a 法律基本科目】	単位数	1単位
授業科目名	基礎演習 2						
担当教員名	片木晴彦／田村耕一／新井誠／秋野成人／神野礼斉／門田孝			研究室		内線	
【科目の概要】							
実定法の体系的な理解と法的な文章作成能力の基本を養うための導入科目である。							
【授業の目標】							
法的な思考の基本を，簡単な課題の解決を通じて習得するとともに，思考した内容を適切にするための法的な文章力を身につける。							
【授業の進め方】							
1) 講義は，前期第2ターム，後期第3および第4タームに実施する。 2) 原則として事前に与えられた課題の検討を討論方式により行う。 3) 事前または事後のレポート提出を求めることがある。							
【主たる教材】							
各週の教材は，予めTKCに掲載する。							
【成績評価の基準】							
各回に課されるレポートまたは小テスト，および各回における質疑により評価する。							
【授業計画】							
1. 民法論述入門 1 (田村)							
2. 刑法論述入門 1 (秋野)							
3. 憲法論述入門 1 (新井)							
4. 商法論述入門 (片木)							
5. 民法論述入門 2 (神野)							
6. 刑法論述入門 2 (秋野)							
7. 憲法論述入門 2 (門田)							
【その他】							
具体的な日程および各回の担当者については，変更の可能性があります。							

配当年次	1年	開設期	後期<第4ターム>	区分	必修【a 法律基本科目】	単位数	1単位
授業科目名	基礎演習 3						
担当教員名	片木晴彦／田村耕一／油納健一／新井誠／野田和裕／秋野成人ほか				研究室		内線
【科目の概要】							
実定法の体系的な理解と法的な文章作成能力の基本を養うための導入科目である。							
【授業の目標】							
法的な思考の基本を、簡単な課題の解決を通じて習得するとともに、思考した内容を適切にするための法的な文章力を身につける。							
【授業の進め方】							
1) 講義は、前期第2ターム、後期第3および第4タームに実施する。 2) 原則として事前に与えられた課題の検討を討論方式により行う。 3) 事前または事後のレポート提出を求めることがある。							
【主たる教材】							
各週の教材は、予めTKCに掲載する。							
【成績評価の基準】							
各回に課されるレポートまたは小テスト、および各回における質疑により評価する。							
【授業計画】							
1. 民法論述基礎 1 (油納)							
2. 刑法論述基礎 1 (秋野)							
3. 憲法論述基礎 1 (新井)							
4. 商法論述基礎 (片木)							
5. 民法論述基礎 2 (野田)							
6. 刑法論述基礎 2 (秋野)							
7. 憲法論述基礎 2 (門田)							
8. 要件事実入門 (小濱)							
【その他】							
具体的な日程および各回の担当者については、変更の可能性があります。							

配当年次	1年	開設期	前期<第1ターム>	区分	必修【a 法律基本科目】	単位数	1単位
授業科目名	法学概論						
担当教員名	片木晴彦／秋野成人ほか	研究室		内線			
【科目の概要】							
<p>本科目は、法曹を目指すことについての自覚を促し、併せて法科大学院で提供する授業科目の系統的な理解を促すための導入科目として、研究者教員と実務家教員とのオムニバス形式で実施するものである。</p>							
【授業の目標】							
<ol style="list-style-type: none"> 1) 法を学ぶ上で必要な情報源に自らアクセスし、適切にこれを処理することができる。 2) 日本の法を学ぶ上で必要な歴史的背景を理解している。 3) 基本的な実体法および手続法を学ぶ上で必要な基礎知識および考え方を身につける。 4) 法の解釈および判例の持つ意義について理解している。 5) 法律実務家の仕事の概要について理解している。 							
【授業の進め方】							
<p>本科目は、第1タームに集中的に実施する。具体的な日程は別途指示する。 講義中心となるが、個々の授業方法の詳細については、各回の担当教員の指示を参照のこと。 民法、刑法に関するレポートを課する。また、授業期間中に、裁判傍聴を義務づけ、レポートを課す。</p>							
【主たる教材】							
<p>教科書は特に指定しない。 参考文献は、必要に応じてTKCまたは授業中に指示する。</p>							
【成績評価の基準】							
<p>課題レポート（民法、刑法、裁判傍聴）による。</p>							
【授業計画】							
<ol style="list-style-type: none"> 1 学内データベースの利用方法 2 法令・判例情報の調べ方 3 法的な考え方 4 民事法の解釈と判例 5 刑事法の解釈と判例 6 法律論文の書き方 7 実習法律相談 							
【その他】							
<p>具体的な日程および各回の担当者については、変更の可能性があります。</p>							

配当年次	2年	開設期	前期<第1ターム>	区分	必修【a 法律基本科目】	単位数	1単位
授業科目名	民法演習 1 A						
担当教員名	田村 耕一	研究室	B 2 1 1	内線	7 0 8 1		
【科目の概要】							
<p>本講義では、学部的な勉強方法・思考方法から「条文を用いた問題解決」への思考方法の獲得・転換を目指す。したがって、条文の具体的な使い方・そのための思考方法に重点を置く。</p>							
【授業の目標】							
<ol style="list-style-type: none"> 1) 履行障害について、体系的理解を得る（改正法案の内容を理解する）。 2) 要件事実論にも留意しながら、法曹にとって必要な事例分析能力・法的思考能力を養う。 3) 自分自身の考えを適切に口頭や文章で表現する能力を育成する。 							
【授業の進め方】							
<ol style="list-style-type: none"> 1) 受講者が、債権総論中の債務不履行責任について基本的な理解があることを前提に、授業を進めていく。 2) 受講者は、TKC上の指示にしたがって、あらかじめ例題や判例を検討したうえで、授業に臨むことが求められる。 3) 授業中は、受講者との質疑応答を通じて、基礎知識を確認し、さらに例題の検討を通じて、基礎知識を具体的事実関係にあてはめて応用できる能力を確実なものにする。 							
【主たる教材】							
<ol style="list-style-type: none"> 1) TKCに掲示するレジュメを教材として使用する。 2) 窪田充見ほか編『民法判例百選Ⅱ〔第8版〕』（有斐閣、2018年） <p>配付資料，TKCに提示するレジュメ。改正後法に対応した教科書は追って指示する。</p>							
【成績評価の基準】							
<p>期末試験80%，復習課題20%</p>							
【授業計画】							
<p>第1回 損害賠償 第2回 解除1 第3回 解除2 第4回 受領遅滞 第5回 同時履行の抗弁権 第6回 弁済の提供 第7回 危険負担</p> <p>定期試験の他に復習課題を実施する</p>							
【その他】							

2018 HULS

配当年次	2年	開設期	前期<第2ターム>	区分	必修【a 法律基本科目】	単位数	1単位
授業科目名	民法演習 1 B						
担当教員名	神野 礼斉	研究室	B 2 0 9	内線	7 0 8 0		
【科目の概要】							
本講義は、主に親族・相続関係に関し、実務上・理論上重要な諸問題について検討する。							
【授業の目標】							
1) 家族法について、体系的理解を得る。							
2) 要件事実論にも留意しながら、法曹にとって必要な事例分析能力・法的思考能力を養う。							
3) 自分自身の考えを適切に口頭や文章で表現する能力を育成する。							
【授業の進め方】							
1) 受講者が、家族法について基本的な理解があることを前提に、授業を進めていく。							
2) 受講者は、TKC上の指示にしたがって、あらかじめ例題や判例を検討したうえで、授業に臨むことが求められる。							
3) 授業中は、受講者との質疑応答を通じて、基礎知識を確認し、さらに例題の検討を通じて、基礎知識を具体的事実関係にあてはめて応用できる能力を確実なものにする。							
【主たる教材】							
1) TKCに掲示するレジュメを教材として使用する。							
2) 水野紀子ほか編『民法判例百選Ⅲ [第2版]』(有斐閣, 2015年)							
配付資料, TKCに提示するレジュメ							
【成績評価の基準】							
期末試験100%							
【授業計画】							
1.婚姻							
2.相続人							
3.遺産共有							
4.遺産分割							
5.遺言							
6.遺留分							
7.親子							
8.家族法総合							
【その他】							

2018 HULS

配当年次	2年	開設期	前期<第1ターム>	区分	必修【a 法律基本科目】	単位数	1単位
授業科目名	民法演習2A						
担当教員名	野田 和裕	研究室	S 2 1 3	内線	7 0 3 4		
【科目の概要】							
不動産・動産の所有権・取引関係に関する重要問題や、強行法規・公序良俗による契約内容の規制に関する重要問題について、関連領域における諸問題にも目を向けながら、多角的に検討を行う。							
【授業の目標】							
1) 具体的な紛争事例において問題となっている事柄を的確に捉え、基礎知識を応用して適切に解決する能力を培う。							
2) 多角的な観点から法的分析を行い、判例や学説が示す準則を的確に用いて対応する能力を向上させる。							
【授業の進め方】							
1) 民法の基本的な理解を備えていることを前提として授業を行う。							
2) 教科書、参考文献、配付資料等について、十分な予習をしていることを前提として、事前に示した設問、判例等について質疑応答を重視した授業を行う。							
【主たる教材】							
1) 佐久間毅『民法の基礎2・物権』（有斐閣、2006年）							
2) 潮見佳男＝道垣内弘人編『民法判例百選Ⅰ総則・物権〔第8版〕』（有斐閣、2018年）							
窪田充見＝森田宏樹編『民法判例百選Ⅱ債権〔第8版〕』（有斐閣、2018年）							
配付資料，TKCに提示するレジュメ							
【成績評価の基準】							
筆記試験（100%）							
【授業計画】							
第1回 物権変動に関する意思主義，所有権の移転時期							
第2回 不動産の二重譲渡と背信的悪意者							
第3回 不動産譲渡と取得時効，相続による占有の承継							
第4回 取得時効と登記							
第5回 民法177条の第三者の範囲，通行地役権							
第6回 取消・解除と登記							
第7回 民法94条2項の類推適用法理							
【その他】							

2018 HULS

配当年次	2年	開設期	前期<第2ターム>	区分	必修【a 法律基本科目】	単位数	1単位
授業科目名	民法演習2B						
担当教員名	野田 和裕	研究室	S 2 1 3	内線	7 0 3 4		
【科目の概要】							
不動産・動産の所有権・取引関係に関する重要問題や、強行法規・公序良俗による契約内容の規制に関する重要問題について、関連領域における諸問題にも目を向けながら、多角的に検討を行う。							
【授業の目標】							
1) 具体的な紛争事例において問題となっている事柄を的確に捉え、基礎知識を応用して適切に解決する能力を培う。							
2) 多角的な観点から法的分析を行い、判例や学説が示す準則を的確に用いて対応する能力を向上させる。							
【授業の進め方】							
TKCに掲示する。							
【主たる教材】							
1) 佐久間毅『民法の基礎2・物権』（有斐閣、2006年）							
2) 潮見佳男＝道垣内弘人編『民法判例百選Ⅰ総則・物権〔第8版〕』（有斐閣、2018年）							
窪田充見＝森田宏樹編『民法判例百選Ⅱ債権〔第8版〕』（有斐閣、2018年）							
配付資料、TKCに提示するレジュメ							
【成績評価の基準】							
筆記試験（100%）							
【授業計画】							
第1回 動産物権変動と即時取得							
第2回 不動産賃貸借契約（1）							
第3回 不動産賃貸借契約（2）							
第4回 不動産賃貸借契約（3）							
第5回 強行法規・公序良俗による内容規制，不当条項規制（1）							
第6回 強行法規・公序良俗による内容規制，不当条項規制（2）							
第7回 共有・組合・権利能力なき社団							
第8回 消滅時効							
【その他】							

配当年次	2年	開設期	後期<第3ターム>	区分	必修【a 法律基本科目】	単位数	1単位
授業科目名	民法演習3A						
担当教員名	田村 耕一	研究室	B211	内線	7081		
【科目の概要】							
<p>本講義では、意思表示・契約解釈につき、具体的に検討することによって、解釈方法の理解・獲得を目指す。同じ事実の評価につき、多様な価値観から、複数の意味づけが可能であることを理解することを目標とする。</p>							
【授業の目標】							
<ol style="list-style-type: none"> 1) 既に習得している基礎的知識及び改正法案の内容と、具体的問題に対応する能力を向上させえる。 2) 多角的な観点から法的分析を行い、判例や学説が示す準則、そこで考慮されている利益、その調整方法を理解する。 3) 具体的な事実に対する評価という視点を身につける。 							
【授業の進め方】							
<ol style="list-style-type: none"> 1) 受講者が、民法について基本的な理解があることを前提に授業を行う。 2) 受講者は、事前に示した設問、判例等につき、検討した上で授業に臨むことが求められる。 3) 授業中は、双方向的な手法を用いて、関係諸制度に関する理解（改正法案の内容）を深める。 							
【主たる教材】							
<ol style="list-style-type: none"> 1) TKCに掲示するレジュメを教材として使用する。 2) 窪田充見ほか編『民法判例百選Ⅱ〔第8版〕』（有斐閣、2018年） <p>教科書・参考書としては、潮見佳男『基本講義債権各論1（第3版）』新世社（改正に対応済です）。 配付資料、TKCに提示するレジュメ</p>							
【成績評価の基準】							
<p>期末試験70%、レポート30%</p>							
【授業計画】							
<p>第1回 契約の成立 第2回 錯誤 第3回 手付 第4回 売買1 第5回 売買2 第6回 貸借型契約 第7回 雇用、委任、寄託</p> <p>課題レポートを実施する。</p>							
【その他】							

2018 HULS

配当年次	2年	開設期	後期<第4ターム>	区分	必修【a 法律基本科目】	単位数	1単位
授業科目名	民法演習3B						
担当教員名	油納 健一	研究室	B103	内線	7006		
【科目の概要】							
請負契約，不当利得，不法行為に関し重要な諸問題について検討する。							
【授業の目標】							
1) 既に習得している基礎的知識及び新法の内容と，具体的問題に対応する能力を向上させる。							
2) 多角的な観点から法的分析を行い，判例や学説が示す準則，そこで考慮されている利益，その調整方法を理解する。							
3) 具体的な事実に対する評価という視点を身につける。							
【授業の進め方】							
TKCに提示する。							
【主たる教材】							
1) TKCに掲示するレジюме・問題を教材として使用する。							
2) 窪田充見ほか編『民法判例百選Ⅱ 債権〔第8版〕』（有斐閣，2018年）							
テキスト，配付資料							
【成績評価の基準】							
期末試験100%							
【授業計画】							
第1回 請負							
第2回 不当利得（1）							
第3回 不当利得（2）							
第4回 不法行為（1）							
第5回 不法行為（2）							
第6回 不法行為（3）							
第7回 不法行為（4）							
第8回 不法行為（5）							
【その他】							

2018 HULS

配当年次	2年	開設期	後期	区分	必修【a 法律基本科目】	単位数	2単位
授業科目名	民法演習 4						
担当教員名	野田 和裕	研究室	S 2 1 3	内線	7 0 3 4		
【科目の概要】							
担保物権法と債権総論の一部（債権の保全・移転・消滅に関する部分）で扱われる金銭債権の履行確保のための諸制度を金融担保法とよぶことができる。金融担保法に関する重要問題について、関連領域における諸問題や現代社会における機能にも目を向けながら、多角的に検討を行う。							
【授業の目標】							
1) 具体的な紛争事例において問題となっている事柄を的確に捉え、基礎知識を応用して適切に解決する能力を培う。							
2) 多角的な観点から法的分析を行い、判例や学説が示す準則を的確に用いて対応する能力を向上させる。							
【授業の進め方】							
1) 民法の基本的な理解を備えていることを前提として授業を行う。							
2) 教科書、参考文献、配付資料等について、十分な予習をしていることを前提として、事前に示した設問、判例等について質疑応答を重視した授業を行う。							
【主たる教材】							
潮見佳男＝道垣内弘人編『民法判例百選Ⅰ総則・物権〔第8版〕』（有斐閣，2018年）							
窪田充見＝森田宏樹編『民法判例百選Ⅱ債権〔第8版〕』（有斐閣，2018年）							
教科書・参考書として、以下のものを推薦する。							
1) 内田貴『民法Ⅲ 債権総論・担保物権〔第3版〕』（東京大学出版会，2005年）							
2) 道垣内弘人『担保物権法〔第4版〕』（有斐閣，2017年）							
3) 潮見佳男『プラクティス民法・債権総論〔第4版〕』（信山社，2012年）							
配付資料，TKCに提示するレジュメ							
【成績評価の基準】							
筆記試験（期末試験80%，小テスト20%）							
【授業計画】							
第1回 留置権							
第2回 抵当権の効力の及ぶ目的物の範囲							
第3回 抵当不動産からの収益と物上代位							
第4回 抵当権に基づく妨害排除・明渡請求							
第5回 法定地上権							
第6回 共同抵当と代位							
第7回 弁済による代位							
第8回 不動産譲渡担保							
第9回 集合動産譲渡担保，動産債権譲渡特例法							
第10回 債権譲渡，動産債権譲渡特例法							
第11回 動産売買先取特権							
第12回 債権者代位権							
第13回 詐害行為取消権							
第14回 人的担保（保証・連帯債務）							
第15回 債権譲渡と相殺，契約当事者の確定と金銭所有権							
【その他】							

2018 HULS

配当年次	2年	開設期	前期<第2ターム>	区分	必修【a 法律基本科目】	単位数	1単位
授業科目名	商事法演習1A						
担当教員名	周田 憲二	研究室	B207	内線	7074		
【科目の概要】							
会社法の基礎を理解していることを前提に、具体的な判例事案を検討することを通じ、会社法の規律をより深く理解する。							
【授業の目標】							
重要な判例を理解した上で、法条の適用のあり方を正確に理解する。							
【授業の進め方】							
1) 事案に関連する会社法の規律を、質疑応答を交えて理解する。 2) 具体的事案における解決方法を、質疑応答を中心に検討する。							
【主たる教材】							
江頭憲治郎他編『会社法判例百選〔第3版〕』（有斐閣） 伊藤靖史他『LEGAL QUEST会社法〔第4版〕』（有斐閣） 配付資料，TKCに提示するレジュメ							
【成績評価の基準】							
期末試験70%，小テスト・レポート30%							
【授業計画】							
商事法演習1Aでは、授業進行に応じ、水準を漸次高度化することを試みます。 授業計画の概要を以下に記しますが、理解に応じて内容及び進行順を適宜変更することを予定しているため、具体的な授業内容はTKCにて掲示します。							
1. 株式 （1）株式譲渡自由原則 （2）株主							
2. 株主総会 （1）招集 （2）議事 （3）決議 （4）決議の瑕疵							
毎時間、任意レポートの提出を期待します。							
【その他】							

2018 HULS

配当年次	2年	開設期	後期<第3ターム>	区分	必修【a 法律基本科目】	単位数	1単位
授業科目名	商事法演習 1 B						
担当教員名	周田 憲二	研究室	B 2 0 7	内線	7 0 7 4		
【科目の概要】							
会社法の基礎を理解していることを前提に、具体的な事案を検討することを通じ、会社法の規律をより深く理解する。							
【授業の目標】							
1) 重要な判例を理解した上で、法条の適用のあり方を正確に理解する。 2) 会社法上の具体的な事案における解決方法を、正確に表現することができる。							
【授業の進め方】							
TKCに掲示する。							
【主たる教材】							
江頭憲治郎他編『会社法判例百選〔第3版〕』（有斐閣） 伊藤靖史他『LEGAL QUEST会社法〔第4版〕』（有斐閣） 配付資料，TKCに提示するレジюме							
【成績評価の基準】							
期末試験70%，小テスト・レポート30%							
【授業計画】							
商事法演習 1 Bでは、商事法演習 1 Aに引き続き、組織再編までの会社法を扱う予定です。 授業計画の概要は以下の通りですが、進度に応じて内容及び進行順を適宜変更することを予定しているため、具体的な授業内容はTKCにて掲示します。							
1. 役員と会社との関係 2. 役員等の選解任 3. 代表訴訟 4. 役員等の第三者に対する責任							
【その他】							

2018 HULS

配当年次	2年	開設期	後期<第4ターム>	区分	必修【a 法律基本科目】	単位数	1単位
授業科目名	商事法演習2A						
担当教員名	周田 憲二	研究室	B207	内線	7074		
【科目の概要】							
会社法の基礎を理解していることを前提に、具体的な事案を検討することを通じ、会社法の規律をより深く理解する。							
【授業の目標】							
1) 重要な判例を理解した上で、法条の適用のあり方を正確に理解する。 2) 会社法上の具体的な事案における解決方法を、正確に表現することができる。							
【授業の進め方】							
1) 事案に関連する会社法の規律を、質疑応答を交えながら理解する。 2) 事案の解決方法を、質疑応答を中心に検討する。 3) 事案の解決方法を正確に表現する。							
【主たる教材】							
江頭憲治郎他編『会社法判例百選〔第3版〕』（有斐閣） 伊藤靖史他『LEGAL QUEST会社法〔第4版〕』（有斐閣） 配付資料，TKCに提示するレジュメ							
【成績評価の基準】							
期末試験70%，小テスト・レポート30%							
【授業計画】							
商事法演習2Aでは、商事法演習1Bに引き続き、組織再編までの会社法を扱う予定です。 授業計画の概要は以下の通りですが、進度に応じて内容及び進行順を適宜変更することを予定しているため、具体的な授業内容はTKCにて掲示します。							
1. 監査役 2. 会社の計算 3. 会社設立 4. 資金調達 (1) 株式の発行 (2) 新株予約権の発行							
【その他】							

配当年次	3年	開設期	前期<第1ターム>	区分	必修【a 法律基本科目】	単位数	1単位
授業科目名	商事法演習2B						
担当教員名	周田 憲二	研究室	B207	内線	7074		
【科目の概要】							
会社法の基礎を理解していることを前提に、具体的な事案を検討することを通じ、会社法の規律をより深く理解する。							
【授業の目標】							
1) 重要な判例を理解した上で、法条の適用のあり方を正確に理解する。 2) 会社法上の具体的な事案における解決方法を、正確に表現することができる。							
【授業の進め方】							
1) 事案に関連する会社法の規律を、質疑応答を交えながら理解する。 2) 事案の解決方法を、質疑応答を中心に検討する。 3) 事案の解決方法を正確に表現する。							
【主たる教材】							
江頭憲治郎他編『会社法判例百選〔第3版〕』（有斐閣） 伊藤靖史他『LEGAL QUEST会社法〔第4版〕』（有斐閣） 配付資料，TKCに提示するレジュメ							
【成績評価の基準】							
期末試験70%，小テスト・レポート30%							
【授業計画】							
商事法演習2Bでは、商事法演習2Aに引き続き、組織再編までの会社法を扱う予定です。 授業計画の概要は以下の通りですが、進度に応じて内容及び進行順を適宜変更することを予定しているため、具体的な授業内容はTKCにて掲示します。							
1. 会社の再編 （1）事業譲渡 （2）合併 （3）分割 （4）株式交換・株式移転 （5）キャッシュアウト							
【その他】							

配当年次	2年	開設期	前期	区分	必修【a 法律基本科目】	単位数	2単位
授業科目名	民事手続法 1						
担当教員名	田邊 誠	研究室	S 1 0 7	内線	7 0 2 9		
【科目の概要】							
民事訴訟の第一審手続の流れを理解している者を対象として、多数当事者訴訟、判決効、処分権主義、弁論主義、証拠調べ等の事項についての講義をする。							
【授業の目標】							
1) 民事訴訟の全体像を把握し、訴訟の諸原則を具体的事例に即して理解できる。							
2) 民事紛争の事例に含まれる論点を抽出して、適切な処理方法を提示することができる。							
【授業の進め方】							
1) 講者が教科書の該当部分、指定された判例等を精読して、TKCに示す内容を検討していることを前提に講義を行う。							
2) 講義は、受講者との質疑応答を交えて行う。							
3) 受講者全員が理解すべき基本的内容は教科書に記載されているが、講義内容を深く理解するためには、下記の参考書など各自の基本書の精読が不可欠である。							
【主たる教材】							
教科書＝中野貞一郎『民事裁判入門』（第3版補訂版）（有斐閣）							
別冊ジュリスト『民事訴訟法判例百選』（第5版）（有斐閣）							
参考書＝和田吉弘『基礎からわかる民事訴訟法』（商事法務）							
高橋宏志『民事訴訟法概論』（有斐閣）							
【成績評価の基準】							
筆記試験（中間試験40％，期末試験60％）							
【授業計画】							
1：要件事実と証明責任，推定							
2：補助参加，共同訴訟（1）							
3：共同訴訟（2），主観的予備的併合，同時審判申出訴訟							
4：訴えの主観的追加的併合，独立当事者参加							
5：訴訟承継							
6：請求の併合，訴訟係属中の訴え提起，上訴（1）							
7：上訴（2）							
8：再審（総論），裁判によらない訴訟の終結，簡易な訴訟手続							
9：既判力の客観的範囲（1），一部請求（1）							
10：一部請求（2），既判力の客観的範囲（2）							
11：既判力の基準時，既判力の主観的範囲（1）							
12：既判力の主観的範囲（2），判決の執行力・形成力							
13：弁論主義（1）							
14：弁論主義（2）							
15：弁論主義（3），処分権主義							
【その他】							
昨年度の授業評価アンケートでの受講者のコメントを踏まえ，教科書の位置づけについての説明を付加した。							

2018 HULS

配当年次	2年	開設期	後期	区分	必修【a 法律基本科目】	単位数	2単位
授業科目名	民事手続法2						
担当教員名	田邊 誠	研究室	S107	内線	7029		
【科目の概要】							
民事訴訟手続の基礎を理解している者を対象に、重要な論点について掘り下げた検討を行う。							
【授業の目標】							
1) 民事訴訟の諸制度、諸原則の位置づけや相互関係を理解することができる。							
2) 民事紛争の事例に含まれる論点を抽出して、適切な処理方法を提示することができる。							
【授業の進め方】							
1) 受講者が、指定された判例等を精読して、TKCに示す事項・問題点について考察していることを前提に講義を行う。							
2) 講義は、受講者との質疑応答を交えて行う。							
3) 受講者全員が理解すべき基本的内容は「民事手続法1」で使用した教科書に記載されているが、講義内容を深く理解するためには、下記の参考書など各自の基本書の精読が不可欠である。							
【主たる教材】							
教科書＝別冊ジュリスト『民事訴訟法判例百選』（第5版）（有斐閣）							
参考書＝和田吉弘『基礎からわかる民事訴訟法』（商事法務）							
高橋宏志『民事訴訟法概論』（有斐閣）							
【成績評価の基準】							
筆記試験（中間試験40％，期末試験60％）							
【授業計画】							
1：民事審判権の範囲（法律上の争訟），非訟事件における手続保障							
2：当事者の確定・変更							
3：当事者能力，当事者適格（1）：総論							
4：当事者適格（2）：法人の内部紛争							
5：当事者適格（3）：法定訴訟担当							
6：当事者適格（4）：任意的訴訟担当，訴訟上の代理							
7：訴えの利益（1）							
8：訴えの利益（2）							
9：訴えの利益（3）							
10：重複提訴の禁止							
11：訴訟上の証明（証明負担の軽減），証拠調べ（1）							
12：証拠調べ（2）							
13：筆界確定訴訟，共有物分割訴訟，人事訴訟							
14：上訴（1）							
15：上訴（2），再審，訴訟告知							
【その他】							
昨年度の授業評価アンケートでの受講者のコメントを踏まえ，教科書の位置づけについての説明を付加した。							

配当年次	2年	開設期	前期<第2ターム>	区分	必修【a 法律基本科目】	単位数	1単位
授業科目名	刑法C <旧：刑事実体法>						
担当教員名	日山 恵美	研究室	B102	内線	6965		
【科目の概要】							
刑法A（条文に基づく原則論）および刑法B（明文規定のない理論）の習得に引き続き、刑法の基本原則・原則が複数絡む、いわば錯綜領域における問題の所在を明確にし、解決の筋道を立てる考察方法を学ぶ。							
【授業の目標】							
刑法の基本原則・原則が複数絡む横断的・縦断的な諸問題を理解し、説明することができる。							
【授業の進め方】							
1) 予習において、各回のテーマに関する総論、各論の基礎的知識を基本書等で各自が確認していることを前提とする							
2) 授業では、取り上げるテーマが、いかなる基本原則・原則に関わっており、それゆえにどのような問題点の解決が要請されているのかを明らかにする							
3) 適宜、質疑応答を交える							
【主たる教材】							
受講生各自の基本書等 配付資料（TKCへのアップも含む）							
【成績評価の基準】							
授業時に適宜行う小テスト（合計30%）及び期末試験（70%）							
【授業計画】							
第1回 原則論と例外論のバランス思考 ～原因において自由な行為～							
第2回 犯罪の特殊型における未遂処罰							
第3回 過失犯							
第4回 共犯の特殊問題 ～過失犯と共犯～							
第5回 共犯の特殊問題 ～不作為と共犯～							
第6回 共犯の特殊問題 ～正当防衛と共犯～							
第7回 賄賂罪							
第8回 人身保護と犯罪体系論							
【その他】							
今年度より、刑法については教育プロセスの見直しを行った結果、新カリキュラムに移行している。各授業科目の教育目的が細やかに設定され、これに最適な教育手法が選択・採用されているので、受講生は問題意識を明確化し、教育目的を常に意識して授業サイクル（予習⇒授業⇒復習）を展開すること、及び、刑法系科目をバラバラに捉えることなく最終的に統合・融合させること（条文解釈・理論構築・事案分析の三位一体）を心がけてください。							

配当年次	2年	開設期	後期<第3ターム>	区分	必修【a 法律基本科目】	単位数	1単位
授業科目名	刑法C演習 <旧：刑事実体法>						
担当教員名	日山 恵美	研究室	B102	内線	6965		
【科目の概要】							
これまでに習得した刑法の知識を事案解決のために使うことを意識し、具体的事案の解析から解決に至るまでのプロセスを、裁判例を素材として学ぶ。							
【授業の目標】							
裁判例を素材として具体的事例を解析し、問題解決における価値較量の視点・手法を学び、事例処理の判断基準・メルクマールを導き出すことができる。							
【授業の進め方】							
1) 裁判例を素材として、質疑応答により、2) および3) を行う 2) 裁判例における争点の把握、争点に対する解決としての規範定立の論理、あてはめにおける具体的事実の抽出とその意味づけを判決文から正確に読み取る 3) 各裁判例の位置づけ・射程を理解・考察する 4) 事案処理のプロセスを論述できるよう、授業時あるいは復習において課題を提示する							
【主たる教材】							
受講生各自の基本書等 配布資料（TKCに掲載するものを含む）							
【成績評価の基準】							
授業時に適宜実施する小テスト（合計30%）及び期末試験（70%）							
【授業計画】							
第1回 因果関係 第2回 正当防衛 第3回 過失犯 第4回 共謀 第5回 財産犯における財産損害 第6回 財産犯における主観的要素 第7回 財産犯における主観的要素 第8回 複数犯罪類型に関わる概念の解釈論							
【その他】							
今年度より、刑法については教育プロセスの見直しを行った結果、新カリキュラムに移行している。各授業科目の教育目的が細やかに設定され、これに最適な教育手法が選択・採用されているので、受講生は問題意識を明確化し、教育目的を常に意識して授業サイクル（予習⇒授業⇒復習）を展開すること、及び、刑法系科目をバラバラに捉えることなく最終的に統合・融合させること（条文解釈・理論構築・事案分析の三位一体）を心がけてください。							

配当年次	2年	開設期	前期<第1ターム>	区分	必修【a 法律基本科目】	単位数	1単位
授業科目名	刑事訴訟法 1						
担当教員名	堀田 尚徳	研究室	S 1 0 6	内線	7 0 2 8		
【科目の概要】							
この授業は、刑事訴訟法を初めて学ぶ者（あるいはそれに近い者）を対象として、法曹養成過程を経る際に必要となる法的知識・理解のうち、捜査段階に関する事項について講ずるものである。							
【授業の目標】							
① 受講者は、刑事訴訟法における重要基本概念及び制度の意義（定義）・趣旨・要件・効果を、条文上の根拠を示しながら文書又は口頭で他者に対して説得的に説明できるようになる。							
② 受講者は、刑事訴訟法における解釈上の諸問題（基礎レベル）を、判例（裁判例）及び学説を示しながら文書又は口頭で他者に対して説得的に説明できるようになる。							
【授業の進め方】							
原則として、講義形式で行う。例外として、担当教員から受講者に対して、法的な知識・理解を確認するためのクイズを出題する。							
【主たる教材】							
担当教員が、【第1回】の授業において詳細に説明する。							
配付資料							
【成績評価の基準】							
期末試験100%							
【授業計画】							
1回の授業時間100分を3つ（第1回のみ4つ）のPointに分割して授業を行う。各Pointの授業時間は約30分を予定しているが、扱う内容次第では均等にならないことが有り得ることを承知しておいてほしい。また、各Pointの間に約5分の休憩時間を設ける。							
【第1回】総論							
Point 0： ガイダンス（担当教員の自己紹介、予習・復習の仕方及び参考文献についての詳細な説明）							
Point 1： 刑事訴訟法の目的							
Point 2： 刑事訴訟法の基本原理							
Point 3： 刑事手続の関与者、刑事手続の全体像							
【第2回】捜査①							
Point 4： 捜査法総論							
Point 5： 捜査の端緒							
Point 6： 任意捜査と強制捜査との区別							
【第3回】捜査②							
Point 7： 被疑者に対する身体拘束その1～総論～							
Point 8： 被疑者に対する身体拘束その2～逮捕～							
Point 9： 被疑者に対する身体拘束その3～被疑者勾留～							
【第4回】捜査③							
Point 10： 被疑者に対する身体拘束その4～逮捕・勾留に関する諸問題～							
Point 11： 供述証拠の収集・保全その1～被疑者に対する取調べ～							
Point 12： 供述証拠の収集・保全その2～第三者に対する取調べ～							
【第5回】捜査④							
Point 13： 捜索・押収その1～総論～							
Point 14： 捜索・押収その2～令状による捜索・差押え～							
Point 15： 捜索・押収その3～令状によらない捜索・差押え～							
【第6回】捜査⑤							
Point 16： 検証・鑑定・領置							
Point 17： その他の捜査手法～強制採尿・強制採血・写真撮影・ビデオ撮影等～							
Point 18： 被疑者の防御活動その1～被疑者が捜査の適法性を争うための手段～							
【第7回】捜査⑥							
Point 19： 被疑者の防御活動その2～黙秘権～							
Point 20： 被疑者の防御活動その3～弁護人選任権・接見交通権～							
Point 21： 捜査の終結・起訴後の捜査							
【その他】							

配当年度	2年	開設期	後期<第3ターム>	区分	必修【a 法律基本科目】	単位数	1単位
授業科目名	刑事訴訟法 2						
担当教員名	堀田 尚徳	研究室	S 1 0 6	内線	7 0 2 8		
【科目の概要】							
この授業は、刑事訴訟法を初めて学ぶ者（あるいはそれに近い者）を対象として、法曹養成過程を経る際に必要となる法的知識・理解のうち、公訴提起以降の段階に関する事項について講ずるものである。							
【授業の目標】							
① 受講者は、刑事訴訟法における重要基本概念及び制度の意義（定義）・趣旨・要件・効果を、条文上の根拠を示しながら文書又は口頭で他者に対して説得的に説明できるようになる。							
② 受講者は、刑事訴訟法における解釈上の諸問題（基礎レベル）を、判例（裁判例）及び学説を示しながら文書又は口頭で他者に対して説得的に説明できるようになる。							
【授業の進め方】							
原則として、講義形式で行う。例外として、担当教員から受講者に対して、法的な知識・理解を確認するためのクイズを出題する。							
【主たる教材】							
担当教員が、「刑事訴訟法 1」【第 1 回】の授業において説明する内容と同様である。 配付資料							
【成績評価の基準】							
担当教員が、「刑事訴訟法 1」【第 1 回】の授業において説明する内容と同様である。							
【授業計画】							
1 回の授業時間100分を 3つのPointに分割して授業を行う。各Pointの授業時間は約30分を予定しているが、扱う内容次第では均等にならないことが有り得ることを承知しておいてほしい。また、各Pointの間に約5分の休憩時間を設ける。							
【第 1 回】公訴提起①							
Point 22： 公訴提起の基本原則							
Point 23： 公訴提起の手續							
Point 24： 訴因その 1～審判対象論～							
【第 2 回】公訴提起②							
Point 25： 訴因その 2～訴因の特定・明示～							
Point 26： 訴因その 3～訴因変更～							
Point 27： 訴訟条件							
【第 3 回】公判・証拠法①							
Point 28： 公判の基本原則，公判の準備及び公判前整理手續，公判期日の手續							
Point 29： 証拠法総論							
Point 30： 証拠の関連性							
【第 4 回】証拠法②							
Point 31： 伝聞法則その 1～伝聞法則の趣旨及び伝聞証拠の意義～							
Point 32： 伝聞法則その 2～伝聞と非伝聞との区別～							
Point 33： 伝聞法則その 3～伝聞例外の全体像，伝聞供述～							
【第 5 回】証拠法③							
Point 34： 伝聞法則その 4～被告人以外の者の供述を内容とする書面～							
Point 35： 伝聞法則その 5～被告人の供述を内容とする書面～							
Point 36： 伝聞法則その 6～同意書面・合意書面・証明力を争うための証拠等～							
【第 6 回】証拠法④							
Point 37： 違法収集証拠排除法則その 1～根拠・証拠排除の基準～							
Point 38： 違法収集証拠排除法則その 2～派生証拠の証拠能力～							
Point 39： 違法収集証拠排除法則その 3～申立適格・私人による違法収集証拠等～							
【第 7 回】証拠法⑤，裁判・上訴・非常救済手續							
Point 40： 自白法則							
Point 41： 補強法則							
Point 42： 裁判・上訴・非常救済手續							
【その他】							

配当年次	2年	開設期	前期<第2ターム>	区分	必修【a 法律基本科目】	単位数	1単位
授業科目名	刑事訴訟法1 演習						
担当教員名	堀田 尚徳	研究室	S106	内線	7028		
【科目の概要】							
この授業は、「刑事訴訟法1」履修者（あるいはそれと同レベルに達している者）を対象として、頭に入っている（はずの）法的知識・理解を使って具体的な事例（数百文字程度の長さ）を刑事訴訟法の観点から解決するための力を身に付けさせるものである。授業で扱う事例は、主に捜査段階において生じる刑事訴訟法上の問題点（解釈上のものに限られない）のうち、重要なものを含んでいる。問題点を網羅的に扱うものではないことを承知しておいてほしい。							
【授業の目標】							
① 受講者は、具体的な事例（数百文字程度の長さ）の中から、刑事訴訟法上の問題点（解釈上のものに限られない）を抽出することができるようになる。							
② 受講者は、上記①で抽出した問題点を解決するために必要な法的知識・理解を、頭の中から引き出すことができるようになる。							
③ 受講者は、上記②の法的知識・理解を用いた解決に至る過程を、文書又は口頭で他者に対して説得的に説明できるようになる。							
【授業の進め方】							
講義形式及び演習形式を併用する。具体的な授業の方法については、担当教員が、【第1回】の授業において詳細に説明する。							
【主たる教材】							
担当教員が、【第1回】の授業において詳細に説明する。 配付資料							
【成績評価の基準】							
期末試験100%							
【授業計画】							
第1回以下の項目を扱う。							
1. ガイダンス							
2. 捜査の端緒に関する諸問題							
3. 任意捜査と強制捜査の区別に関する諸問題							
4. 逮捕・勾留に関する諸問題							
5. 令状による捜索・差押えに関する諸問題							
6. 令状によらない捜索・差押えに関する諸問題							
7. 接見交通権に関する諸問題							
8. まとめ							
【その他】							

配当年次	2年	開設期	後期<第4ターム>	区分	必修【a 法律基本科目】	単位数	1単位
授業科目名	刑事訴訟法2 演習						
担当教員名	堀田 尚徳	研究室	S106	内線	7028		
【科目の概要】							
この授業は、「刑事訴訟法2」履修者（あるいはそれと同レベルに達している者）を対象として、頭に入っている（はずの）法的知識・理解を使って具体的な事例（数百文字程度の長さ）を刑事訴訟法の観点から解決するための力を身に付けさせるものである。授業で扱う事例は、主に公訴提起以降の段階において生じる刑事訴訟法上の問題点（解釈上のものに限られない）のうち、重要なものを含んでいる。問題点を網羅的に扱うものではないことを承知しておいてほしい。							
【授業の目標】							
① 受講者は、具体的な事例（数百文字程度の長さ）の中から、刑事訴訟法上の問題点（解釈上のものに限られない）を抽出することができるようになる。							
② 受講者は、上記①で抽出した問題点を解決するために必要な法的知識・理解を、頭の中から引き出すことができるようになる。							
③ 受講者は、上記②の法的知識・理解を用いた解決に至る過程を、文書又は口頭で他者に対して説得的に説明できるようになる							
【授業の進め方】							
講義形式及び演習形式を併用する。具体的な授業の方法については、担当教員が、「刑事訴訟法1（演習）」【第1回】の授業において説明する内容と同様である。							
【主たる教材】							
担当教員が、「刑事訴訟法1（演習）」【第1回】の授業において説明する内容と同様である。 配付資料							
【成績評価の基準】							
期末試験100%							
【授業計画】							
以下の項目を扱う。							
1. 訴因に関する諸問題							
2. 伝聞証拠に関する諸問題その1							
3. 伝聞証拠に関する諸問題その2							
4. 伝聞証拠に関する諸問題その3							
5. 違法収集証拠排除法則に関する諸問題その1							
6. 違法収集証拠排除法則に関する諸問題その2							
7. 自白法則に関する諸問題							
8. まとめ							
【その他】							

配当年次	2年	開設期	前期	区分	必修【a 法律基本科目】	単位数	2単位
授業科目名	行政法 1						
担当教員名	福永 実	研究室	B 1 0 6	内線	7 0 5 7		
【科目の概要】							
いわゆる総論と救済法の基礎部分を適宜クロスして検討し、行政法全体の基礎を固める。							
【到達目標】							
1) 行政法理論，行政判例の基礎知識を理解し，それらを自分の言葉で分かりやすく説明し，具体的事例に則して論述ができる。							
2) 個別行政法の仕組みを体系的に解説でき，それを自分の解釈に反映させることができる。							
【授業の進め方】							
1) 講義前：事前にレジュメをTKC上にアップします。受講者はレジュメで指示された『ケースブック行政法』掲載の判例を読み，最後にレジュメの設問に対する「一応の」解答を準備しておいて下さい。							
2) 講義：レジュメに沿って授業を行います。テーマにより，講義中心の場合と質疑中心の場合とがあります。							
3) 講義後：必要に応じ，復習事項をTKC上にアップしますので，各自のメモと照らし合わせて復習して下さい。							
【主たる教材】							
教科書＝稲葉馨ほか編『ケースブック行政法（第6版）』（弘文堂，2018年） ※改訂があれば最新版を用いる。							
参考書＝①各自の基本書。紹介はTKCに掲載する。 ②曾和俊文・金子正史編『事例研究行政法（第3版）』（日本評論社，2016年）							
【成績評価の基準】							
中間試験 30%，期末試験 70%							
【授業計画】							
※初回の講義前に行政法の学習方法メモをTKCに掲載するので一読すること。							
1. 全体の概観，及び法治主義							
2. 行政処分①，及び取消訴訟の対象①，行政組織法概観							
3. 行政裁量①							
4. 行政裁量②							
5. 行政裁量③，行政立法①（行政規則），行政手続①（概論）							
6. 行政手続②（申請に対する処分，不利益処分，理由付記，届出）							
7. 行政調査							
8. 行政立法②（法規命令）							
9. 条例							
10. 信託保護の主張							
11. 行政処分②（取消と撤回）							
12. 損失補償							
13. 国家賠償法1条に基づく賠償責任①							
14. 国家賠償法2条に基づく賠償責任							
15. 行政訴訟以外の訴訟選択							
【その他】							
いわゆる総論と救済法の基礎部分を適宜クロスして検討し，行政法全体の基礎を固めていきます。							

配当年次	2年	開設期	後期	区分	必修【a 法律基本科目】	単位数	2単位
授業科目名	行政法 2						
担当教員名	福永 実	研究室	B 1 0 6	内線	7 0 5 7		
【科目の概要】							
行政救済法のみならず，総論の未検討箇所も救済法と関連づけながら検討し，行政法の応用能力の充実を図る。							
【到達目標】							
1) 行政法理論，行政判例の基礎知識を理解し，それらを相互に関連付けながら論述ができる。 2) 事実を適確に分析し，国民にとって最も適切な訴訟上の救済手段を構想できる。 3) 個別行政法の仕組みを体系的に解説し，それを自分の解釈に反映させることができる。							
【授業の進め方】							
1) 講義前：事前にレジュメをTKC上にアップします。受講者はレジュメで指示された『ケースブック行政法』掲載の判例を読み，最後にレジュメの設問に対する「一応の」解答を準備しておいて下さい。 2) 講義：レジュメに沿って授業を行います。テーマにより，講義中心の場合と質疑中心の場合とがあります。 3) 講義後：必要に応じ，復習事項をTKC上にアップしますので，各自のメモと照らし合わせて復習して下さい。							
【主たる教材】							
教科書＝稲葉馨ほか編『ケースブック行政法（第6版）』（弘文堂，2018年） ※改訂があれば最新版を用いる。 参考書＝①各自の基本書。紹介はTKCに掲載する。 ②曾和俊文・金子正史編『事例研究行政法（第3版）』（日本評論社，2016年） ③西川知一郎編著『行政関係訴訟』（青林書院，2009年）							
【成績評価の基準】							
期末試験（100%）							
【授業計画】							
1. 取消訴訟の対象② 2. 取消訴訟の対象③ 3. 原告適格① 4. 原告適格② 5. 訴えの利益 6. 取消訴訟の判決の効力，及び不作為の違法確認訴訟 7. 取消訴訟の仮救済（執行停止），及び仮処分排除 8. 義務付け訴訟・差止訴訟とその仮救済 9. 無効確認訴訟とその仮救済，及び無効の主張方法 10. 抗告訴訟の本案審理（主張制限，理由の差替え，違法性の承継など） 11. 当事者訴訟 12. 国家賠償法1条に基づく賠償責任② 13. 行政上の義務の履行確保，及び即時強制 14. 行政指導 15. 情報公開と個人情報保護							
【その他】							
授業改善アンケートの結果を踏まえ，レジュメについて読みやすいレイアウトを心がけた。							

2018 HULS

配当年次	2年	開設期	前期<第1ターム>	区分	必修【a 法律基本科目】	単位数	1単位
授業科目名	憲法演習 1						
担当教員名	門田 孝	研究室	B 2 1 4	内線	7 0 5 6		
【科目の概要】							
憲法に関する重要判例の事例を中心に、演習形式で授業を行う。							
【授業の目標】							
1) 憲法に関する重要論点や発展的論点を含む判例を読み、憲法判断の枠組みを理解したうえで、当該判例の論点を分析することができる。							
2) 判例学習を通じて習得した考え方を、類似の事例の解決に応用することができる。							
【授業の進め方】							
あらかじめ掲載する演習問題を、質疑応答を交えて検討し、関連する論点については、教員の方で補足説明する。							
【主たる教材】							
教科書は特に指定しない。							
参考文献は、授業中に適宜指示する。							
TKCに提示するレジュメ、配布資料							
【成績評価の基準】							
筆記試験（期末試験）70% 平常点（授業中の発言等） 30%							
【授業計画】							
1. 国法秩序							
2. 選挙と政党（1）							
3. 選挙と政党（2）							
4. 自由と平等（1）							
5. 自由と平等（2）							
6. 自由と平等（3）							
7. 司法的救済							
試験を実施する							
【その他】							

配当年次	2年	開設期	後期	区分	必修【a 法律基本科目】	単位数	2単位
授業科目名	憲法演習 2						
担当教員名	新井 誠	研究室	B 2 1 2	内線	7 0 5 3		
【科目の概要】							
<p>本科目では、受講者に憲法に関する事例問題の検討を行う。具体的には関連する憲法の主要論点について、受講者全員で考えながら、担当者が解説をし、憲法に関する（裁判）事例における当事者の主張方法や裁判所等による解決方法について、探求していくこととする。</p>							
【授業の目標】							
<p>憲法の事例問題を中心とした演習を通じて、憲法に関する論理能力を発展させる。</p>							
【授業の進め方】							
<p>演習形式によることとし、毎回のテーマに関連する問題について各自で検討した後、全体で討論する。あわせて担当者が解説をする。</p> <p>憲法に関する基礎知識は習得済みであることを前提に、授業では主に応用的なテーマを扱う（ただし、必要に応じて基礎事項も適宜確認する）。</p>							
【主たる教材】							
<p>授業で説明 レジュメなど</p>							
【成績評価の基準】							
<p>試験を中心</p>							
【授業計画】							
<p>第1回 インTRODクシヨN／憲法の事例検討（1） 第2回 憲法の事例検討（2） 第3回 憲法の事例検討（3） 第4回 憲法の事例検討（4） 第5回 憲法の事例検討（5） 第6回 憲法の事例検討（6） 第7回 憲法の事例検討（7） 第8回 憲法の事例検討（8） 第9回 憲法の事例検討（9） 第10回 憲法の事例検討（10） 第11回 憲法の事例検討（11） 第12回 憲法の事例検討（12） 第13回 憲法の事例検討（13） 第14回 憲法の事例検討（14） 第15回 憲法の事例検討（15）／まとめ</p>							
【その他】							

2018 HULS

配当年次	3年	開設期	前期<第2ターム>	区分	必修【a 法律基本科目】	単位数	1単位
授業科目名	民事法総合演習						
担当教員名	小濱意三／藤川和俊／岩元裕介＋研究者教員	研究室		内線			
【科目の概要】							
民事事件の事例を用いて、民事法の複数の領域に関わる法的問題点を総合的に検討する。							
【授業の目標】							
1) 民事事件を解決するために必要とされる実践的な法適用能力を養うこと。 2) 民事関係科目の横断的な理解を深めること。							
【授業の進め方】							
1) 研究者教員と実務家教員の共同授業の形式をとる。 2) 各課題に2時間の講義時間を充てる。 3) 民事系の教員の合議により作成される事前課題について、受講者に答案（又はレポート）の作成を求める。授業では、提出されたレポートに基づいて、各論点についての理解を深めるための講義を行う。							
【主たる教材】							
事前に配布する事例 教科書＝指定しない。 参考書＝各自の基本書，判例百選等							
【成績評価の基準】							
期末試験100%							
【授業計画】							
1 第1事例の検討 2 第2事例の検討 3 第3事例の検討 4 第4事例の検討 5 第5事例の検討 6 第6事例の検討 7 第7事例の検討 8 第8事例の検討							
【その他】							

配当年次	3年	開設期	前期<第2ターム>	区分	必修【a 法律基本科目】	単位数	1単位
授業科目名	刑事法総合演習						
担当教員名	秋野成人/日山恵美/田上剛/堀田尚徳	研究室	B213/B102/B117/S106		内線	7052/6965/6983/7028	
【科目の概要】 下記の目標達成のため、ゼミナール方式で行う。							
【授業の目標】 1) 具体的事例の総合的検討を通じて、刑事法における問題を発見する方法を修得する。 2) 発見した問題点に対する適切な解決方法を提示することができる能力を涵養する。 3) 刑事法の総合的な運用力を身に付ける。							
【授業の進め方】 ゼミナール方式で行う。							
【主たる教材】 配付事例（当日又は事前に配付予定） 教科書＝指定しない。 参考書＝各自の基本書、判例百選等							
【成績評価の基準】 試験による							
【授業計画】 第1回 実体法 実行行為・不作為・共犯関係（人身犯を素材に） 第2回 実体法 正当防衛・錯誤・共犯関係（人身犯を素材に） 第3回 実体法 因果関係・未遂・共犯関係（財産犯を素材に） 第4回 実体法 共犯関係（財産犯を素材に） 第5回 手続法 捜査法に関する応用問題 第6回 手続法 捜査法に関する応用問題 第7回 手続法 公訴・公判に関する応用問題 第8回 手続法 証拠法に関する応用問題 ※授業開始時刻あるいは終了時刻に変更がある授業回があるので、TKC掲載の連絡に留意してください							
【その他】							

配当年次	3年	開設期	前期<第2ターム>	区分	必修【a 法律基本科目】	単位数	1単位
授業科目名	公法総合演習						
担当教員名	門田孝／福永実／*芥川宏	研究室		内線			
【科目の概要】							
憲法および行政法の事例問題を素材に、実践的な事例問題への取組および質疑を通じて、事案分析、論述および討論の際に必要な能力を習得する。							
【到達目標】							
1) 憲法および行政法の基本的な知識および思考法を踏まえ、実践的な事例からの確に問題点を抽出し、理論的な議論の枠組を構成したうえで、事案を適切に分析し、妥当な結論を導くことができる。							
2) 憲法および行政法に関する事例問題を、様々な観点から検討したうえで、自己の立場を論理的かつ説得的に、口頭および文章で述べるができる。							
3) 単に表面的な知識の修得のみならず、基本的な考え方をいっそう掘り下げる学習を進めることにより、種々の応用問題にも適切に対処することができる。							
【授業の進め方】							
授業では、受講者全員が事例問題に取組むこととし、それを検討するために必要な論述メモを作成したうえで、全員で討議する。詳細については、別途に指示する。							
【主たる教材】							
教科書は特に指定しない。参考書は授業中に適宜指示する。							
【成績評価の基準】							
筆記試験（期末試験） 80% 平常点 20%							
【授業計画】							
1. 憲法中心の事例問題演習（1）							
2. 行政法中心の事例問題演習（1）							
3. 憲法中心の事例問題演習（2）							
4. 行政法中心の事例問題演習（2）							
5. 憲法中心の事例問題演習（3）							
6. 行政法中心の事例問題演習（3）							
7. 憲法中心の事例問題演習（4）							
8. 行政法中心の事例問題演習（4）							
期末試験を実施する。							
【その他】							
各回の具体的なテーマについては、別途お知らせします。なお、他の授業との兼ねいで、当初の授業計画より一部変更になることも考えられますが、その場合はわかり次第お知らせします。							

配当年次	2年	開設期	前期	区分	必修【b 実務基礎科目】	単位数	2単位
授業科目名	法曹倫理 1						
担当教員名	藤川 和俊／田上 剛	研究室	B116／B117		内線	6984／6983	
【科目の概要】							
1) 民事（藤川担当）では、弁護士自治、委任契約、利益相反、守秘義務、相手方との関係、裁判所との関係などに焦点を当てながら、民法、商法、民事訴訟法等と適宜にリンクした形で法曹倫理を学ぶ。							
2) 刑事（田上担当）では、刑事弁護人として直面した場合に判断に迷うであろうと考えられる事例を具体的設問でとりあげ、刑事弁護倫理の基本的考え方を習得させる。また、検察官の倫理についても検討する。							
【到達目標】							
1) 司法制度が健全に運営されるための前提となる各法曹の立場での倫理観や倫理意識を理解する。							
2) 弁護士自治の重要性を理解し、説明することができる。							
3) 変化する社会あるいは具体的状況の中で、自らの責任において考え行動する自立的法曹を目指すための倫理上の基本的考え方を習得する。							
【授業の進め方】							
1) 事前（TKCにアップ）あるいは講義当日に具体的事例を与えた上で、検討する。							
2) 授業においては、それぞれの見解を発表すると共に、異なる見解の論者との議論を行い、各自の倫理観や倫理意識を確かなものにするると共に、自らの見解を展開する能力を磨く。							
【主たる教材】							
特に教科書は指定しない。ただし、弁護士法、弁護士職務基本規程及び関係法令に十分目を通すことが必要とされる。							
参考書として、日本弁護士連合会弁護士倫理委員会編著『解説 弁護士職務基本規程 第3版』、日本弁護士連合会調査室編著「条解弁護士法 第4版」（弘文堂）、小島武司ら編著『法曹倫理 第2版』（有斐閣）、高中正彦著『法曹倫理』（民事法研究会）、田中宏著『弁護士のマインドー法曹倫理ノート』（弘文堂）、森際康友編『法曹の倫理 2.1版』（名古屋大学出版会）、武井康年ら編著『ハンドブック 刑事弁護』（現代人文社）などがある。							
【成績評価の基準】							
期末試験（持込は小六法及び弁護士職務基本規程のみ）80％、平常点20％（授業中の発言）							
【授業計画】 民事担当（1～8）：藤川、刑事担当（9～15）：田上							
1：弁護士の使命、弁護士自治、懲戒（民事）							
2：真実義務と誠実義務及び受任時の規律（民事）							
3：法情報調査（民事、片木担当）							
4：受任中の事件処理、守秘義務（民事）							
5：利益相反（民事）							
6：裁判官倫理							
7：相手方及び他の弁護士との関係、広告（民事）							
8：組織内弁護士（民事）							
9：弁護人の真実義務（刑事）							
10：弁護人の守秘義務（刑事）							
11：接見交通権（刑事）							
12：被疑者・被告人の自己決定権（刑事）							
13：刑事事件における利害相反（刑事）							
14：国選弁護人の対価受領等（刑事）							
15：検察官倫理（刑事）							
※ なお、多少の変更はありうる。							
【その他】							

配当年次	3年	開設期	前期	区分	必修【b 実務基礎科目】	単位数	2単位
授業科目名	法文書作成						
担当教員名	小濱意三／藤川和俊／岩元裕介			研究室		内線	
【科目の概要】							
前半では訴訟関係文書を、後半では基本的な法律文書（訴訟関係文書を含む）をテーマにして、法文書作成の要領及び留意点を検討する。							
【授業の目標】							
1) 法文書を作成するに際して必要となる法的思考力を身に付ける。 2) 法文書の意義と目的を正確に理解し、目的に適った法文書の作成能力を身に付ける。							
【授業の進め方】							
1) 受講者は事前課題に基づいて事前に文書を提出することとし、講義においてその講評を行う。 2) 講義時間内に文書作成を求めることがある。 3) 訴訟関係文書のパートでは、要件事実学習を踏まえた文書の構成、表現の在り方について検討し、その後、訴状及び答弁書の作成を行う。							
【主たる教材】							
事前に配布する事例教材							
【成績評価の基準】							
期末試験60% 平常点（レポート・質疑応答）40%							
【授業計画】							
1 総論							
要件事実学習と法文書1 主張整理における事実の表現形式							
2 要件事実学習と法文書2 法適用の表し方							
3 要件事実学習と法文書3 記述の論理的順序							
4 要件事実学習と法文書4 規範的要件、間接事実の表し方							
5 要件事実学習と法文書5 間接事実の表し方（準備書面）							
6 訴状							
7 答弁書1（その1）							
8 答弁書1（その2）							
（1～8，小濱担当）							
9 法律文書1							
10 法律文書2							
11 法律文書3							
12 法律文書4							
13 法律文書5							
14 法律文書6							
15 法律文書7							
（9～15，3名で担当）							
【その他】							
授業計画は、事情によって変更することがある。							

配当年次	2年	開設期	前期<第2ターム>	区分	必修【b 実務基礎科目】	単位数	1単位
授業科目名	民事訴訟実務基礎 1						
担当教員名	小濱 意三, 岩元 裕介, 藤川 和俊		研究室				内線
【科目の概要】							
下記の目標達成のため、課題について質疑応答により実施する。							
【授業の目標】							
1) 民事訴訟実務のバックボーンである要件事実の考え方を理解する。 2) 典型的な訴訟について、何を要件事実と捉えるべきかを理解する。 3) 要件事実の考え方を基礎にした主張整理及び事実認定を理解する。							
【授業の進め方】							
予め受講者が下記教科書を精読していることを前提にして、課題について質疑応答により受講者に理解を確認・促進する。							
【主たる教材】							
教科書：司法研修所編『新問題研究 要件事実』（法曹会） 参考書：司法研修所編『改訂 紛争類型別の要件事実』（法曹会） 大島眞一『完全講義 民事裁判実務の基礎（第2版）上巻』（民事法研究会） 村田渉・山野目章夫編『要件事実論30講（第3版）』（弘文堂） 講義の前または講義の後に配布する事例教材 テキスト，配付資料							
【成績評価の基準】							
期末試験100%							
【授業計画】							
第1回 売買代金支払請求訴訟 1（要件事実総論） 第2回 売買代金支払請求訴訟 2 第3回 貸金返還請求訴訟 第4回 所有権に基づく不動産明渡請求訴訟 第5回 不動産登記手続請求訴訟（所有権に基づく請求） 第6回 不動産登記手続請求訴訟（登記保持権原の抗弁） 第7回 賃貸借契約の終了に基づく不動産明渡請求訴訟							
【その他】							

2018 HULS

配当年次	2年	開設期	後期<第3ターム>	区分	必修【b 実務基礎科目】	単位数	1単位
授業科目名	民事訴訟実務基礎2						
担当教員名	小濱 意三, 岩元 裕介, 藤川 和俊			研究室		内線	
【科目の概要】							
下記の目標達成のため、課題について質疑応答により実施する。							
【授業の目標】							
1) 民事訴訟実務のバックボーンである要件事実の考え方を理解する。 2) 典型的な訴訟について、何を要件事実と捉えるべきかを理解する。 3) 要件事実の考え方を基礎にした主張整理及び事実認定を理解する。							
【授業の進め方】							
TKCに掲示する。							
【主たる教材】							
教科書：司法研修所編『新問題研究 要件事実』（法曹会） 参考書：司法研修所編『改訂 紛争類型別の要件事実』（法曹会） 大島眞一『完全講義 民事裁判実務の基礎（第2版）上巻』（民事法研究会） 村田渉・山野目章夫編『要件事実論30講（第3版）』（弘文堂） 講義の前または講義の後に配布する事例教材 テキスト、配付資料							
【成績評価の基準】							
期末試験100%							
【授業計画】							
第1回 動産引渡請求訴訟 第2回 その他の要件事実各論1 第3回 その他の要件事実各論2 第4回 その他の要件事実各論3 第5回 その他の要件事実各論4 第6回 その他の要件事実各論5 第7回 その他の要件事実各論6 第8回 その他の要件事実各論7							
【その他】							

2018 HULS

配当年次	3年	開設期	前期<第1ターム>	区分	必修【b 実務基礎科目】	単位数	2単位
授業科目名	刑事訴訟実務基礎						
担当教員名	田上 剛/*高森 宣裕	研究室	B 1 1 7	内線	6 9 8 3		
【科目の概要】							
<p>1) 検察, 弁護及び裁判のそれぞれの立場から, オムニバス形式で実務上重要な問題点を検討する。</p> <p>2) 教材用の事件記録を使用するなどして, 具体的事案に即した事実認定上及び法律上の問題点を検討する。</p>							
【授業の目標】							
<p>1) 刑事事件の実務的処理を行うために必要な基礎的知識を修得する。</p> <p>2) 刑事事件に対する実務家としての取組み方を修得させ, 実務修習に入るために最低限度必要な実務処理能力を涵養する。</p>							
【授業の進め方】							
<p>1) 初めに検察の立場から, 身柄拘束及び事件処理をめぐる問題を検討する。</p> <p>2) 引き続き弁護の立場から, 捜査及び公判における弁護の在り方を検討する。</p> <p>3) 以上の検討を踏まえ, 裁判の立場から, 令状手続, 準備手続, 公判手続を検討するとともに, 事実認定を中心として, 刑事司法手続全般をめぐる実務上の問題点を検討する。</p>							
【主たる教材】							
<p>教科書＝司法研修所刑事裁判教官室編『プロシーディングス刑事裁判』（法曹会・2016年） 司法研修所刑事裁判教官室編『プラクティス刑事裁判』（法曹会・2015年）</p> <p>＊ 上記教材は主に5回目以降（裁判）のカリキュラムで使用する予定である。</p> <p>参考書＝石井一正『刑事事実認定入門〔第3版〕』（判例タイムズ社・2015年） 植村立郎『実践的刑事事実認定と情況証拠〔第3版〕』（立花書房・2016年） 小林充＝香城敏磨編『刑事事実認定』（上）（下）（判例タイムズ社・1992年）</p>							
【成績評価の基準】							
<p>レポート50％程度（検察15％・弁護15％・裁判20％），期末試験50％程度（裁判）</p> <p>＊ なお, 裁判については, レポートを試験に統合し試験70％とする可能性もある。</p>							
【授業計画】							
<p>1～2 検察実務（1）（2）</p> <p>3 被疑者弁護</p> <p>4 公判弁護</p> <p>5 総論・令状審査</p> <p>6～9 公判手続（1）～（4）</p> <p>10～11 公判前整理手続（1）（2）</p> <p>12～15 事実認定（1）～（4）</p> <p>＊ 授業計画は, 事情によって変更することがある。</p>							
【その他】							

2018 HULS

配当年次	3年	開設期	前期<第1ターム>	区分	必修【b 実務基礎科目】	単位数	1単位
授業科目名	模擬裁判						
担当教員名	小濱意三／藤川和俊／岩元裕介			研究室		内線	
【科目の概要】							
民事の模擬事例を用いて民事訴訟を模擬体験する。							
【授業の目標】							
1) 民事訴訟手続の流れの理解 2) 事情聴取能力，尋問技術，訴訟指揮など訴訟を遂行するのに必要な実践的能力の涵養							
【授業の進め方】							
1) 模擬事例を用い，争点整理，立証活動（尋問手続）から判決に至る過程について，実際の手続を模して行う。 2) 受講者が，原告代理人弁護士，被告代理人弁護士，裁判官のいずれかの役にあたるよう，グループ分けを行う。							
【主たる教材】							
模擬事例教材を配布する。							
【成績評価の基準】							
口頭弁論の準備及び口頭弁論期日における活動等を総合して可否を判定する。							
【授業計画】							
1 訴訟手続の概観 2 訴状・答弁書，争点の検討 3 尋問の心構え，尋問技術 4 尋問準備 5 尋問 6 判決							
【その他】							

配当年次	2年	開設期	前期<第1ターム>	区分	選択必修【a 法律基本科目】	単位数	1単位
授業科目名	刑法演習 1						
担当教員名	秋野 成人	研究室	B 2 1 3		内線	7 0 5 2	
【科目の概要】							
<p>刑法の基本・基礎知識を深く理解したことを踏まえ、犯罪論の全体構造・構図を描きつつ、問われる問題点の位置づけを行い、問題の解決にとって重要な概念を適切にピックアップし、解決への論理的思考を展開できるよう演習方式で実施する。</p>							
【授業の目標】							
<p>基本・基礎にあたる知識をより深く理解することによって、犯罪論の全体構造・構図を描きつつ、問われる問題点をどこにいか位置づけられるかを自分で考えられ、基本・基礎と全体構造とのつながり合わせの中でその問題の解決にとって重要な概念を適切にピックアップしその解決への論理的思考を展開できる。</p>							
【授業の進め方】							
<p>1) 各自の基本書等を、単元を超えて横のつながりを意識させる目的での質疑応答を中心とする。 2) 論理的思考として類推か区別かを判断し、整理された知識を活用するモデルとして事例問題を検討する。</p>							
【主たる教材】							
<p>受講生各自の基本書等 配付資料、TKCにアップされた授業内容等の告知に留意すること</p>							
【成績評価の基準】							
<p>授業時に適宜実施する小テスト（合計30%）及び期末試験（70%）とを単純合算して成績評価を行う。</p>							
【授業計画】							
<p>第1回 判例の考え方と位置づけ（騙された振り作戦と詐欺共犯の成否） 第2回 犯罪処罰の基本要件とその概念整理 第3回 犯罪処罰の基本要件の発展・展開とその概念整理 第4回 犯罪処罰の時系列的な理解とその概念整理 第5回 犯罪論の体系的理解と問題解決へのヒントの発見 第6回 財産犯のキー概念と犯罪成立要件 第7回 人身犯のキー概念と刑法総論 第8回 思い込みで事例を考えない</p>							
【その他】							
<p>受講生の基本書で以下の個所を熟読すること</p> <p>第1回 共犯の処罰根拠と承継的共犯、未遂犯と不能犯－最決平成29年12月11日（入学前課題） 第2回 実行行為（構成要件該当行為）、結果と因果関係－犯罪の分類 第3回 正犯と共犯、正犯処罰根拠と共犯処罰根拠、共同正犯の帰責根拠と正犯性 第4回 共謀罪、予備罪、未遂罪と既遂罪との関係 第5回 事例問題を考える① 第6回 財産犯の保護法益と犯罪類型の特質 第7回 人身犯における刑法総論上の問題点の現れ方 第8回 事例問題を考える②</p>							

2018 HULS

配当年次	2年	開設期	後期<第4ターム>	区分	選択必修【a 法律基本科目】	単位数	1単位
授業科目名	刑法演習 2						
担当教員名	日山 恵美	研究室	B102	内線	6965		
【科目の概要】							
刑法演習 1 に引き続き、刑法の基本的知識・理論を 3 年次における実務科目において応用することができるよう裁判例を素材として、事例検討を演習方式で実施する。							
【授業の目標】							
これまでに習得した刑法の基本的知識・理論を 3 年次における実務科目において応用することができるよう、事実認定を意識したうえで裁判例を素材として事例検討を行う							
【授業の進め方】							
1) 判例事案を素材とした事例問題を授業当日あるいは事前に提示する							
2) ゼミナール方式で行う							
【主たる教材】							
受講生各自の基本書等 配付資料 (TKCに掲載するものも含む)							
【成績評価の基準】							
授業時に適宜実施する小テスト (合計30%) 及び期末試験 (70%)							
【授業計画】							
第 1 回 故意							
第 2 回 過失							
第 3 回 共謀							
第 4 回 犯罪の既遂時期							
第 5 回 財産犯における占有							
第 6 回 恐喝と強盗の区別							
第 7 回 結果的加重犯・結合犯・身分犯							
第 8 回 結果的加重犯・結合犯・身分犯							
【その他】							

2018 HULS

配当年次	3年	開設期	後期<第3ターム>	区分	選択必修【a 法律基本科目】	単位数	1単位
授業科目名	重点演習（公法1）						
担当教員名	福永 実, 新井 誠	研究室		内線			
【科目の概要】 公法に関する十分な事例対応能力の確立のため、ゼミナール方式で行う。							
【授業の目標】 公法に関する十分な事例対応能力の確立。							
【授業の進め方】 ゼミナール方式で行う。							
【主たる教材】 特になし レジュメ							
【成績評価の基準】 平常点2割 期末試験8割							
【授業計画】 第1回 公法に関する事例検討（1） 第2回 公法に関する事例検討（2） 第3回 公法に関する事例検討（3） 第4回 公法に関する事例検討（4） 第5回 公法に関する事例検討（5） 第6回 公法に関する事例検討（6） 第7回 公法に関する事例検討（7）							
【その他】							

2018 HULS

配当年次	3年	開設期	後期<第4ターム>	区分	選択必修【a 法律基本科目】	単位数	1単位
授業科目名	重点演習（公法2）						
担当教員名	門田 孝/*芥川 宏/福永 実	研究室		内線			
【科目の概要】 公法に関する十分な事例対応能力の確立のため、ゼミナール方式で行う。							
【授業の目標】 公法に関する十分な事例対応能力の確立							
【授業の進め方】 ゼミナール方式で行う。							
【主たる教材】 特になし レジュメ							
【成績評価の基準】 詳細についてはTKCに掲載する。							
【授業計画】 第1回 公法に関する事例検討（1） 第2回 公法に関する事例検討（2） 第3回 公法に関する事例検討（3） 第4回 公法に関する事例検討（4） 第5回 公法に関する事例検討（5） 第6回 公法に関する事例検討（6） 第7回 公法に関する事例検討（7）							
【その他】							

2018 HULS

配当年次	3年	開設期	後期<第3ターム>	区分	選択必修【a 法律基本科目】	単位数	1単位
授業科目名	重点演習（民事法1）						
担当教員名	小濱意三／藤川和俊／田邊誠／神野礼斉ほか			研究室		内線	
【科目の概要】							
民法・民事訴訟法に関する重要な論点について，課題解決のための思考力，論述能力の基礎を確認するため，ゼミナール方式で行う。							
【授業の目標】							
民法・民事訴訟法に関する重要な論点について，課題解決のための思考力，論述能力の基礎を確認する。							
【授業の進め方】							
ゼミナール方式で行う。							
【主たる教材】							
詳細については，TKCに掲載する。 配付資料							
【成績評価の基準】							
詳細については，TKCに掲載する。							
【授業計画】							
第1回 民法重点演習1							
第2回 民法重点演習2							
第3回 民法重点演習3							
第4回 民法重点演習4							
第5回 民事訴訟法重点演習1							
第6回 民事訴訟法重点演習2							
第7回 民事訴訟法重点演習3							
【その他】							

2018 HULS

配当年次	3年	開設期	開講未定	区分	選択必修【a 法律基本科目】	単位数	1単位
授業科目名	重点演習（民事法2）						
担当教員名	野田和裕／藤川和俊／田邊誠／周田憲二ほか			研究室		内線	
【科目の概要】							
民法・民事訴訟法に関する重要な論点について，課題解決のための思考力，論述能力の基礎を確認するため，ゼミナール方式で行う。							
【授業の目標】							
民法・民事訴訟法に関する重要な論点について，課題解決のための思考力，論述能力の基礎を確認する。							
【授業の進め方】							
ゼミナール方式で行う。							
【主たる教材】							
詳細については，TKCに掲載する。 配付資料							
【成績評価の基準】							
詳細については，TKCに掲載する。							
【授業計画】							
第1回 民法重点演習 1							
第2回 民法重点演習 2							
第3回 民法重点演習 3							
第4回 民法重点演習 4							
第5回 民事訴訟法重点演習 1							
第6回 民事訴訟法重点演習 2							
第7回 民事訴訟法重点演習 3							
【その他】							

配当年次	3年	開設期	後期<第4ターム>	区分	選択必修【a 法律基本科目】	単位数	1単位
授業科目名	重点演習（民事法3）						
担当教員名	田村耕一／藤川和俊ほか	研究室		内線			
【科目の概要】							
民法に関する重要な論点について、課題解決のための思考力、論述能力の基礎を確認するため、ゼミナール方式で行う。							
【授業の目標】							
民法に関する重要な論点について、課題解決のための思考力、論述能力の基礎を確認する。							
【授業の進め方】							
ゼミナール方式で行う。							
【主たる教材】							
詳細については、TKCに掲載する。 配付資料							
【成績評価の基準】							
詳細については、TKCに掲載する。							
【授業計画】							
第1回 民法重点演習1							
第2回 民法重点演習2							
第3回 民法重点演習3							
第4回 民法重点演習4							
第5回 民法重点演習5							
第6回 民法重点演習6							
第7回 民法重点演習7							
第8回 民法重点演習8							
【その他】							

2018 HULS

配当年次	3年	開設期	後期<第4ターム>	区分	選択必修【a 法律基本科目】	単位数	1単位
授業科目名	重点演習（民事法4）						
担当教員名	片木晴彦／周田憲二ほか			研究室		内線	
【科目の概要】							
商法に関する重要な論点について、課題解決のための思考力、論述能力の基礎を確認するため、ゼミナール方式で行う。							
【授業の目標】							
商法に関する重要な論点について、課題解決のための思考力、論述能力の基礎を確認する。							
【授業の進め方】							
ゼミナール方式で行う。							
【主たる教材】							
詳細については、TKCに掲載する。 配付資料							
【成績評価の基準】							
詳細については、TKCに掲載する。							
【授業計画】							
第1回 商法重点演習1							
第2回 商法重点演習2							
第3回 商法重点演習3							
第4回 商法重点演習4							
第5回 商法重点演習5							
第6回 商法重点演習6							
第7回 商法重点演習7							
第8回 商法重点演習8							
【その他】							

2018 HULS

配当年次	3年	開設期	後期<第3ターム>	区分	選択必修【a 法律基本科目】	単位数	1単位
授業科目名	重点演習（刑事法1）						
担当教員名	秋野成人／田上剛／日山恵美／堀田尚徳			研究室		内線	
【科目の概要】 下記の目標達成のため、ゼミナール方式で行う。							
【授業の目標】 1) 具体的事例の総合的検討を通じて、刑事法における問題を発見する方法を修得する。具体的事例は刑事法における発展的問題を含むものとする。 2) 発見した問題点に対する適切な解決方法を提示することができる能力を涵養する。 3) 刑事法の総合的運用力を身に付ける。							
【授業の進め方】 ゼミナール方式で行う。							
【主たる教材】 配付事例（当日又は事前に配付予定） 教科書＝指定しない。 参考書＝各自の基本書，判例百選等 配付資料，TKCに提示するレジュメ							
【成績評価の基準】 試験による							
【授業計画】 第1回 実体法 実行行為・不作為・共犯関係（人身犯を素材に） 第2回 実体法 正当防衛等違法性阻却事由・錯誤・共犯関係（人身犯を素材に） 第3回 実体法 因果関係・未遂・共犯関係（財産犯を素材に） 第4回 手続法 捜査法に関する発展問題（1） 第5回 手続法 捜査法に関する発展問題（2） 第6回 手続法 証拠法に関する発展問題（1） 第7回 手続法 証拠法に関する発展問題（2） ※授業開始時刻あるいは終了時刻に変更がある授業回があるので、TKC掲載の連絡に留意してください							
【その他】							

配当年次	3年	開設期	後期<第3ターム>	区分	選択必修【a 法律基本科目】	単位数	1単位
授業科目名	重点演習（刑事法2）						
担当教員名	秋野成人／日山恵美	研究室		内線			
【科目の概要】							
下記の目標達成のため、ゼミナール方式で行う。							
【授業の目標】							
1. 刑事法総合演習及び重点演習刑事法1における事例問題解決の手法を、複数の刑法理論が絡み合うより複雑な事例問題を素材により洗練させる。							
2. 刑法の問題発見能力、事実等に重要な相違があるか否かを見極める能力、新たな問題点に理論的な類推思考で一応の解決策を展開できる能力を強化させる。							
【授業の進め方】							
ゼミナール方式で行う。							
【主たる教材】							
各自の基本書及び判例集 板書多用							
【成績評価の基準】							
授業時に指示したレポートの評価を単純に合算して行う。							
【授業計画】							
第1回 基本的構成要件及び修正構成要件に関する発展問題							
第2回 違法性阻却事由に関する発展問題							
第3回 故意責任に関する発展問題							
第4回 刑法総論において理論的錯綜が生じる発展問題							
第5回 財産犯と共犯に関する発展問題							
第6回 人身犯と共犯に関する発展問題							
第7回 さまざまな犯罪類型の条文上及び理論上生じる問題の解決方法の学修							
第8回 総仕上げ							
【その他】							

2018 HULS

配当年次	3年	開設期	後期<第4ターム>	区分	選択必修【a 法律基本科目】	単位数	1単位
授業科目名	重点演習（刑事法3）						
担当教員名	堀田尚徳	研究室	S106	内線	7028		
【科目の概要】							
下記の目標達成のため、ゼミナール方式で行う。							
【授業の目標】							
1) 「刑事法総合演習」, 「重点演習 刑事法1」における具体的事例の総合的検討を通じて修得した, 刑事法における問題を発見する方法をさらに発展・展開させる。							
2) 発見した問題点に対する適切な解決方法を提示することができる能力を深化させる。							
3) 刑事法の総合的運用力を身に付ける。							
【授業の進め方】							
ゼミナール方式で行う。							
【主たる教材】							
配付事例（当日又は事前に配付予定）							
教科書＝指定しない							
参考書＝各自の基本書, 判例百選等							
配付資料, TKCに提示するレジюме							
【成績評価の基準】							
指定された授業回に提出されたレポートの内容による。							
【授業計画】							
第1回 捜査法に関する発展問題（1）							
第2回 捜査法に関する発展問題（2）							
第3回 捜査法に関する発展問題（3）							
第4回 捜査法に関する発展問題（4）							
第5回 捜査法に関する発展問題（5）							
第6回 捜査法に関する発展問題（6）							
第7回 捜査法に関する発展問題（7）							
第8回 捜査法に関する発展問題（8）							
※授業開始時刻あるいは終了時刻に変更がある授業回があるので, TKC掲載の連絡に留意してください							
【その他】							

2018 HULS

配当年次	3年	開設期	後期<第4ターム>	区分	選択必修【a 法律基本科目】	単位数	1単位
授業科目名	重点演習（刑事法4）						
担当教員名	田上 剛	研究室	B117	内線	6983		
【科目の概要】							
下記の目標達成のため、ゼミナール方式で行う。							
【授業の目標】							
1) 「刑事法総合演習」, 「重点演習・刑事法1」における具体的事例の総合的検討を通じて修得した, 刑事法における問題を発見する方法をさらに発展・展開させる。							
2) 発見した問題点に対する適切な解決方法を提示することができる能力を深化させる。							
3) 刑事法の総合的運用力を身に付ける。							
【授業の進め方】							
ゼミナール方式で行う。							
【主たる教材】							
配付事例（当日又は事前に配付予定）							
教科書＝指定しない							
参考書＝各自の基本書, 判例百選等							
配付資料, TKCに提示するレジュメ							
【成績評価の基準】							
指定された授業回に提出されたレポートの内容による							
【授業計画】							
第1回 証拠法に関する発展応用問題（1）							
第2回 証拠法に関する発展応用問題（2）							
第3回 証拠法に関する発展応用問題（3）							
第4回 証拠法に関する発展応用問題（4）							
第5回 証拠法に関する発展応用問題（5）							
第6回 証拠法に関する発展応用問題（6）							
第7回 証拠法に関する発展応用問題（7）							
第8回 証拠法に関する発展応用問題（8）							
※授業開始時刻あるいは終了時刻に変更がある授業回があるので, TKC掲載の連絡に留意してください							
【その他】							

2018 HULS

配当年次	3年	開設期	前期	区分	選択必修【b 実務基礎科目】	単位数	1単位
授業科目名	リーガル・クリニック						
担当教員名	小濱意三 ほか	研究室		内線			
【科目の概要】							
ガイダンス、模擬法律相談、法務研究科附属リーガル・サービス・センターでの法律相談傍聴をへたうえで、夏季休業期間中に、実際に市民からの法律相談を担当する。							
【授業の目標】							
1) 現実の紛争を解決に導くために必要とされる思考能力の要請 2) 対話能力、論点抽出能力、説明能力、面接技法の養成 3) 責任の自覚							
【授業の進め方】							
1) 法律相談の実習を中心とする。実習に際しては、指導弁護士教員が同席する。 2) 実習では、相談者一人につき90分の時間枠をとり、途中で受講生相互による協議の時間を設ける。 3) 実習前の研修として、模擬相談、法務研究科附属リーガル・サービス・センターで実施されている法律相談の傍聴等を行う。 4) 実施後のフォローアップを行う。 5) なお、受講者数に比して実習での相談件数が少なかった場合は、代替として、上記リーガル・サービス・センターで相談傍聴や模擬相談者による模擬相談を行うことがある。							
【主たる教材】							
特になし。							
【成績評価の基準】							
受講生が提出するレポート、担当教員が作成する評価書を総合して合否を判定する。							
【授業計画】							
1 ガイダンス 2 法律相談の心構え（DVD教材を題材にした討論） 3 模擬法律相談 4 法律相談の傍聴 5 法律相談（実習）及び講評							
【その他】							

2018 HULS

配当年次	2年	開設期	後期	区分	選択必修【b 実務基礎科目】	単位数	1単位
授業科目名	エクスターンシップ						
担当教員名	小濱意三 ほか	研究室		内線			
【科目の概要】 春季休業中に、法律事務所における研修として実施する。							
【授業の目標】 1) 実践的な法的問題処理に際して必要となる問題発見能力，事実認定能力，及びコミュニケーション能力の養成 2) 実務家の倫理と責任の自覚							
【授業の進め方】 1) 事前ガイダンスを受けたのちに，春季休業期間を利用して，法律事務所において研修を受ける。 2) 研修後に，全体討論会を行う。							
【主たる教材】 特になし。							
【成績評価の基準】 受講生が提出するレポート及び担当弁護した作成する評価書を総合評価して合否を判定する。							
【授業計画】 1 事前ガイダンス 2 研修 法律事務所にて延5日間 以下の内容を中心とした研修を受ける。 ① 法廷傍聴（事前，事後における関係記録の検討を含む。） ② 法律相談，打ち合わせへの同席 ③ 記録検討（簡易な書面の起案，法調査，主張整理を含む。） 3 全体討論会							
【その他】							

配当年次	2年	開設期	前期	区分	選択必修【c 基礎法学・隣接科目】	単位数	2単位
授業科目名	法的思考法						
担当教員名	*平野 敏彦	研究室		内線			
【科目の概要】							
<p>汎用的な法的思考という観点から、実定法を横断的に扱う基礎法学科目である。</p> <p>法律専門家は、状況に即応できる法的思考能力を備えていなければならない。そのためには法的思考の特質を把握しておくことが肝要である。本科目は、言語的情報処理のパースペクティブから、法律の学習→試験答案の作成→法実務家の問題処理を、技法的に連続性のあるものととらえ、この課題に対して応えようとするものである。</p> <p>そのポイントは、「構造」である。構造的に把握し、構造的に思考し、構造を踏まえて表現する。この地平を切り開いたハフト教授のレトリック法理論をベースにして、法科大学院での法律学習の際のインプット（知識蓄積段階）とアウトプット（主として答案作成段階）の技術論を紹介する。</p>							
【授業の目標】							
<p>1) 各自の法律学習の方法を見直す。</p> <p>2) 条文，教科書（学説），判例，事例式試験問題のそれぞれを，一貫した方法意識をもって処理できる。特に，イメージ的把握・図解の方法を習得する。</p> <p>3) 事例問題の処理の際に，無自覚的にまた場当たりに用いている方法を反省し，改善する。</p> <p>4) 各種法概念の定義の記憶・定着・再現能力を身につける。</p>							
【授業の進め方】							
方法・技法の説明とその例示，各自による実習の順序で進めて行く。							
【主たる教材】							
配付資料							
【成績評価の基準】							
<ul style="list-style-type: none"> ・レポート 90%（数回＋期末レポート） ・平常点 10%（授業中の発言，質問・コメントペーパー） 							
【授業計画】							
<p>1：法思考と事例問題</p> <p>2：構造思考と思考ツールとしての#カード方式</p> <p>3：事実関係構造（1）：条文の要件／効果構造，もしならば文</p> <p>4：事実関係構造（2）：判例の事実関係</p> <p>5：階層的概念構造</p> <p>6： 概念の定義</p> <p>7：作業構造（マトリックス，フローチャート，拡張版#カード）</p> <p>8： 学説の整理</p> <p>9：通常事例と問題事例および偏差</p> <p>10：事例比較の方法，極端事例</p> <p>11：実定法分野での応用：判例の分析を通して</p> <p>12：実定法分野での応用：判例の分析を通して</p> <p>13：実定法分野での応用：判例の分析を通して</p> <p>14：実定法分野での応用：判例の分析を通して</p> <p>15：まとめ</p>							
【その他】							

配当年次	3年	開設期	後期	区分	選択必修【c 基礎法学・隣接科目】	単位数	2単位
授業科目名	法理学						
担当教員名	*平野 敏彦	研究室		内線			
【科目の概要】							
<p>実定法科目の相互関係を理解し、法的思考の総合的把握を目的とする、実定法を横断的に扱う基礎法学科目である。</p> <p>今年度は、法学方法論、特に法解釈技法の説明を縦軸とし、その過程で、横軸として他の法理学的観点（法の一般理論、法価値（正義）論。法思想史や比較法も含む。）からの説明をはさんでいく。</p>							
【授業の目標】							
<p>1) 法の世界の知識を幅広くし、実務法律家としての理論的バックボーンとなる法的教養を身につける。</p> <p>2) 法科大学院における各法分野の学習を通じて獲得したばらばらの知識を一つに束ねる。</p> <p>3) 法の目的が正義の実現であることを理解する。</p> <p>4) 法的知識の整理・定着と表現能力の改善・向上をめざす。</p>							
【授業の進め方】							
<p>1) 原則的に講義形式で行うが、毎回講義の冒頭で、前回の授業時に提出されたコメントペーパーに記載された質問や意見について、補足説明を行う。</p> <p>2) 各自が選んだ判例について、解釈方法論及び正義論の観点から分析をしたレポートの提出を求める。</p>							
【主たる教材】							
<ul style="list-style-type: none"> ・各自が使用している実定法科目の基本書、判例百選。 ・適宜、資料を配布する。 							
【成績評価の基準】							
<ul style="list-style-type: none"> ・レポート 90%（冬休みレポートと期末レポート） ・平常点 10%（授業中の発言、質問・コメントペーパー） 							
【授業計画】							
<p>1：要件・効果思考</p> <p>2：法的三段論法</p> <p>3：解釈技法（1）：文理解釈</p> <p>4： 法令用語①</p> <p>5： 法令用語②</p> <p>6：解釈技法（2）：論理解釈</p> <p>7： 法の体系的連関</p> <p>8：解釈技法（3）：歴史的解釈</p> <p>9：解釈技法（4）：目的論的解釈</p> <p>10：解釈技法（5）：反対解釈</p> <p>11：解釈技法（6）：類推解釈</p> <p>12： 準用</p> <p>13：実定法の諸問題</p> <p>14：正義をめぐる問題（1）</p> <p>15：正義をめぐる問題（2）</p>							
【その他】							

2018 HULS

配当年次	2年	開設期	後期	区分	選択必修【c 基礎法学・隣接科目】	単位数	2単位
授業科目名	政治学						
担当教員名	*川崎 信文	研究室	*	内線	*		
【科目の概要】							
<p>昨2017年前半は、いわゆる森友・加計問題にメディアの報道は明け暮れ、2018年に入って再燃した。疑惑の真偽はともかく、そこでは政治と行政、言い換えれば政治家と行政官僚のそれぞれ役割と相互関係が改めて問われていたように思われる。この講義では、欧米におけるその発端から今日に至るまでの「政治と行政」の問題史を、欧米及び日本を対象に改革論を交えながら検討する予定である。</p>							
【授業の目標】							
<p>(1) 日本の政官関係の特徴を、先進諸国のそれと比較しながら、論じることができる。</p> <p>(2) 現代の政官関係の歴史的淵源を、近世・近代まで訴求して説明できる。</p> <p>(3) 政治家と行政官僚の思考と行動の特徴を説明できる。</p> <p>(4) 現代日本の政官関係の特徴を、20世紀末以降の改革の中で位置づけることができる。</p> <p>(5) 行政官僚の不祥事について、制度的および社会的背景に言及しながら論じることができる。</p> <p>(6) 公務員制度改革の方向性とその具体的な手段について説明できる。</p>							
【授業の進め方】							
<p>(1) 授業は基本的に講義と質疑応答によって構成される。</p> <p>(2) 講義に際しては、当方で用意したレジュメおよび参考資料を用いる。 特定のテキストは、使用しない。</p> <p>(3) 質疑応答は講義後だけでなく、講義進行中も随時行う。</p> <p>(4) 授業の事前準備および欠席者への対応のため、TKCシステムを利用する。</p>							
【主たる教材】							
<p>上述のように特定のテキストは用いないが、参考文献はシラバス記載の他、講義テーマに即してその都度式に紹介する。</p>							
【成績評価の基準】							
<p>期末筆記試験60%および平常点40%。平常点は、質疑応答への関与度および内容面での貢献度で測る。</p>							
【授業計画】							
<p>授業題目「『政官関係』：歴史・現状・課題」</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 ガイダンス：「政治と行政」関係の現状 2 絶対王政下の「行政」と市民革命 3 近代公務員制度の成立①情実任用と猟官制 4 近代公務員制度の成立②資格任用と政治的中立性 5 政治の優位から行政の優位へ①政治行政分離論 6 政治の優位から行政の優位へ②政治行政融合論 7 近代日本：行政主導の国家建設①「行政」と「行法」：議会統制の限界 8 近代日本：行政主導の国家建設②国家エリートとしての高文官僚 9 論争：戦前戦後「連続論」と「断絶論」①戦後改革と55年体制 10 論争：戦前戦後「連続論」と「断絶論」②官僚像の変容 11 世紀転換期以降の改革①低成長経済とスキャンダル 12 世紀転換期以降の改革②政治主導と2014年改革 13 政治主導とは何か①国会・政党・内閣・首相 14 政治主導とは何か②利点と弊害 15 統括討論：政治家と行政官の任務 							
【当面の主要参考文献】							
<ol style="list-style-type: none"> 1 森田 朗 『現代の行政 新版』第一法規，2017年 2 金井利之 『行政学講義—日本官僚制を解剖する—』ちくま新書，2018年 3 西尾 勝 『行政学 第二版』有斐閣，2002年 4 清水唯一朗 『近代日本の官僚』中公新書，2013年 5 秋吉貴雄 『入門 公共政策学』中公新書，2017年 6 曾我謙吾 『現代日本の官僚制』東京大学出版会，2016年 							
【その他】							

配当年次	2年	開設期	前期	区分	選択【c 基礎法学・隣接科目】	単位数	2単位
授業科目名	法社会学						
担当教員名	*畑 浩人	研究室	*西条・教育A406		内線	*西条6802	
【科目の概要】 法社会学とは、法と社会の相互関係を論理的に整理した仮説モデルを設定し、それを調査データに基づいて検証し、司法に関する現実認識を理論的に体系化させることを目的としている。具体的には、民刑各分野の裁判過程に登場する当事者や専門職の社会関係から正義の現実を記述して、司法制度の利用可能性や機能を考察し、制度や社会システム全体の将来性を展望する。							
【授業の目標】 1) 現代の法現象（とくに社会秩序の法化）を社会学的観点から系統的に理解できる。 2) 現代の法現象を社会学的観点から表現し、相互に参照して批評しあえる。							
【授業の進め方】 1) 受講生はテキストの指定箇所を読んで質問や疑問を授業用ブログに書き込んで準備する。 2) 講義では今世紀の司法改革後の動向を踏まえながら、法社会学的観点の有効性を確認する。 3) 受講生はテーマを選んでレポートを作成し、授業用ブログで報告して相互に参照しあう。							
【主たる教材】 テキスト：宮澤節生『法過程のリアリティ：法社会学フィールドノート』（信山社 1994年） 法学セミナー1991年4月号～1993年4月号までの連載24回分とエッセイ1回分ではぼ網羅。 参考書：木佐茂男ほか『テキストブック現代司法 第6版』（日本評論社 2015年）←内容更新 調査報告：宮澤 節生ほか「日本における弁護士専門分化：2008年全国弁護士調査第2報」青山法務研究論集4号193-287頁（2011年9月） 宮澤 節生ほか「第62期弁護士の教育背景、業務環境、専門分化、満足感、及び不安感：第1回郵送調査第2報」青山法務研究論集6号35-235頁（2013年3月） 宮澤 節生ほか「第62期弁護士第2回郵送調査第2報：二変量解析から多変量解析へ」青山法務研究論集10号39-175頁（2015年3月） 宮澤 節生ほか「第62期弁護士の面接調査：第1報」青山法務研究論集11号61-165頁（2016年3月） その他、入手しにくい参考資料をBb9上で必要な範囲で閲覧可能にする。							
【成績評価の基準】 レポート60%（2回）、事前質問40%（10回、それに関連した質疑応答、討論への参加状況も含まれます。）							
【授業計画】 4/ 6 第1回 テキスト：はしがき、第1講 法過程、第2講 法過程は政治過程 法学セミナー連載：436号108-112頁、437号104-110頁、438号106-111頁。 4/13 第2回 第3講 持てる者と持たざる者、第4講 判決を待てる者と待てない者 法セミ439号98-103頁、440号98-104頁。 4/20 第3回 第5講 説明としての文化 法セミ441号118-123頁。 4/27 第4回 第6講 特権は権利よりも強し、第7講 障害物競走の障害物と出場者 法セミ442号106-112頁、443号117-123頁。 5/ 2 第5回 第8講 執行過程の天国と地獄、第9講 自治体政策をめぐる市民と業界 法セミ444号97-103頁、445号123-128頁。 5/11 第6回 第10講 裁判による権利の形成 1～4節、5～11節。 法セミ446号125-129頁、447号98-103頁。 5/18 第7回 第11講 紛争はただでは起きない、第12講 友と金 法セミ448号104-110頁、449号126-131頁。 5/25 第8回 第13講 日本の訴訟選択率 法セミ450号101-107頁。 <第1回レポート提出期限：6月7日木曜> 6/ 8 第9回 第14講 政府はなぜ勝つか 法セミ451号112-118頁。 6/15 第10回 第15講 許される良心と許されない良心 1～3節、4～8節。 法セミ452号118-124頁、453号100-107頁。 6/22 第11回 第16講 行動できる裁判官による親切的裁判 法セミ454号110-115頁、455号108-114頁。 6/29 第12回 第17講 自由な裁判官と市民参加を求めて 前編 1～3節 法セミ455号114-115頁、459号35-40頁。 7/ 6 第13回 同 後編 4, 5節 テキスト260-267, 270-278頁&『テキストブック現代司法 第6版』239-249, 257頁。 7/20 第14回 第18講 弁護士の「金」「倫理」「数」 1節、2-3節、4-7節。 法セミ456号114-119頁、457号104-109頁、458号107-111頁。 7/27 第15回 第19講 無利子のローンから無償援助へ 法セミ460号95-99頁。 <第2回レポート提出：8月中旬頃まで> 授業準備の質問・感想提示10回と2か月に1回程度のレポートが2回あります。期末試験はありません。							
【その他】 昨年度から新しく開設されました。学内非常勤ですから、お気軽に疑問や質問をぶつけて下さい。 関連サイト 1) 日本法社会学会 http://jasl.info/ 2) 日本犯罪社会学会 http://hansha.daishodai.ac.jp/index.html 3) 最高裁判所の裁判官 http://www.courts.go.jp/saikosai/about/saibankan/index.html							

2018 HULS

配当年次	2年	開設期	後期	区分	選択【b 実務基礎科目】	単位数	2単位
授業科目名	法曹倫理2						
担当教員名	藤川和俊／田上剛	研究室	B116／B117		内線	6984／6983	
【科目の概要】							
法曹倫理1で習得した実務家法曹としての倫理上の基本的考え方を基礎にして、より発展的な事例を検討する。							
【到達目標】							
法曹倫理1で習得した倫理観・倫理意識をより確かなものにする。							
【授業の進め方】							
1) あらかじめ具体的事例（TKCにアップ）を与えて、事前に検討の上で講義に臨む。 2) あるいは、必要に応じ講義当日、その場で事例を与えてディスカッションを行う。各自見解を発表するとともに、異なる見解の論者との議論を行う。							
【主たる教材】							
担当教員が設例・設問を与える。 参考書としては、法曹倫理1（2年前期）を参照されたい。							
【成績評価の基準】							
期末試験（持込は小六法及び弁護士職務基本規程のみ）80％，平常点20％（授業中の発言）							
【授業計画】 民事担当（1～7）：藤川，刑事担当（8～15）：田上							
1：破産，民事再生等をめぐる倫理問題（民事）							
2：裁判外紛争処理手続（ADR）の実施者としての倫理（民事）							
3：共同事務所及び弁護士法人における倫理（民事）							
4：隣接職種ないし周辺業種との関係における倫理（民事）							
5：法令精通義務等（民事）							
6：事務所経営の倫理（民事）							
7：弁護過誤（民事）							
8：弁護人の最善努力義務（刑事）							
9：弁護人のマスコミ対応（刑事）							
10：証言拒絶権・押収拒絶権（刑事）							
11：訴訟関係人との交渉（刑事）							
12：参考人との接触（刑事）							
13：刑事記録の取扱い（刑事）							
14：外国人の刑事事件（刑事）							
15：国選弁護活動の範囲（刑事）							
※ なお，多少の変更はありうる。							
【その他】							

配当年次	3年	開設期	前期<第1ターム>	区分	選択【b 実務基礎科目】	単位数	1単位
授業科目名	ローヤリング						
担当教員名	小濱意三／藤川和俊／岩元裕介			研究室		内線	
【科目の概要】							
判決に対する上訴理由を検討するなどして、具体的事案に即した事実認定上の問題点及び法律上の問題点を検討する。							
【授業の目標】							
1) 判決に記載されている法規範や事実認定の構造を読み解くことができる。 2) 問題をなる判決中の判断について法的な考察を行い、当事者の立場から立論することができる。							
【授業の進め方】							
1) 予め、課題となる判決をTKCに掲載又は配布する。受講者は、上訴の理由となると考える問題点を検討し、「上訴理由メモ」に整理したうえで授業に臨むものとする（上訴理由メモの提出を求めることがある。） 2) 質疑応答又はグループによる合議により、上訴の理由として主張すべき事項を明らかにする。 3) 上訴の理由について起案を求めることがある。							
【主たる教材】							
適宜、資料を配布する。							
【成績評価の基準】							
期末試験100%							
【授業計画】							
第1回 授業計画の説明 事例1（合議）							
第2回 事例1（講評）							
第3回 事例2（起案と講評）							
第4回 事例3（合議）							
第5回 事例3（講評）							
第6回 事例4（起案と講評）							
第7回 事例5（起案と講評）							
【その他】							

2018 HULS

配当年次	2年	開設期	後期	区分	選択【d 展開・先端科目】	単位数	2単位
授業科目名	消費者法						
担当教員名	*風呂橋 誠	研究室	*	内線	*		
【科目の概要】							
消費者取引における消費者被害の実態とその救済のための法制度をもとに、実践的な主張をどのように行うかを検討する。具体的には、民法の総則、契約、不法行為と消費者保護に関する特別法を有機的・系統的に理解した上で、被害者の救済手段を検討する。							
【授業の目標】							
消費者問題を題材に、各自が被害者の立場から救済方法を考え、口頭又は書面で、説得的に論証できるような表現能力を養う。また、そのような表現ができるようになるために、普段から自分で考える能力を身につけることを目標にする。							
【授業の進め方】							
基本的論点の講義と演習を中心に進める。特に、事例問題については、自分の考えを口頭又は書面で発表し、互いに検討し合う方式を採用する。議論を通じて、各自が自分の表現方法を見直し、さらに説得的な論証を目指すきっかけとしてもらいたい。							
【主たる教材】							
特に指定なし。資料は適宜配布する（TKCによる配布を含む）。							
【成績評価の基準】							
筆記試験 50%，レポート 20%，平常点 30%（授業中の発言）							
【授業計画】							
<ol style="list-style-type: none"> 1. はじめに（消費者法の意義） 2. 欠陥住宅（1） 3. 欠陥住宅（2） 4. 欠陥住宅（3） 5. 特定商取引法（1） 6. 特定商取引法（2） 7. 消費者契約法（1） 8. 消費者契約法（2） 9. 製造物責任 10. 宗教トラブル 11. 金融サービス 12. その他（1） 13. その他（2） 14. 演習（1） 15. 演習（2） 							
【その他】							

2018 HULS

配当年次	3年	開設期	前期	区分	選択【d 展開・先端科目】	単位数	2単位
授業科目名	不動産登記法						
担当教員名	*並川 雄一	研究室	*	内線	*		
【科目の概要】							
<p>物権の公示手段としての不動産登記について、物権変動の把握から登記申請に至るまでの手続理論を具体的な書式等を織り交ぜて解説する。</p> <p>また、登記の効力・登記情報の真実性・登記の真正担保という登記法の抱える諸問題と、現在でも主流である同時決済型の不動産取引と登記申請方法としての電子申請との不整合の問題などの現代登記実務の問題点について検討し、電子取引社会における登記の役割とその実現方法について検討する。</p>							
【授業の目標】							
<ol style="list-style-type: none"> 1) 登記簿、地図、登記申請情報および添付情報という不動産の登記に関する情報の意味と問題点、ならびに相互の関係を理解することを通じて、登記制度の果たす役割を習得する。 2) 登記情報の調査、物権変動（登記原因）の把握、登記申請意思の確認、登記申請手続要件の具備、登記申請行為という手続過程の理解、また、その前提となる表示に関する登記ならびに法規制解除の必要性の判断など、登記実務に要求される具体的な手続内容の選択と法的判断ができる能力を養う。 3) 登記請求権と登記申請権との相違を理解し、登記申請方式としての共同申請・単独申請・代位申請の区別および判例理論から、当事者の任意の申請と判決による強制的な申請の関連付けによって物権変動を登記に反映できる実務能力を養う。 							
【授業の進め方】							
<ol style="list-style-type: none"> 1) 各回に、実際の地図・登記事項証明書・登記申請書類を用い、導入事例および展開事例または、登記先例・登記判例を提示し、質疑応答またはレポートを通じて、問題点の抽出・レジュメによる確認・登記手続理論の整理、の順に授業を進める。 2) 講義用レジュメ、事前課題などはTKCに掲示する。 							
【主たる教材】							
<p>地図等・登記事項証明書・登記申請情報（例）・導入事例・展開事例・講義用レジュメを配布する。教科書は、不動産登記法入門（山野目章夫著 日本経済新聞出版社発行）を利用する。</p> <p>なお、不動産登記令・不動産登記規則・不動産登記事務取扱手続準則・平成17年2月25日付民事局長通達・登録免許税法・租税特別措置法などが搭載されている登記六法等を準備するのが望ましい。参考文献としては、不動産登記記録例集（株式会社 テイハン）を利用する。</p>							
【成績評価の基準】							
期末試験60％、レポート20％、平常点（授業中の質疑応答、発言状況等）20％							
【授業計画】							
<ol style="list-style-type: none"> 1. 登記情報論（登記制度、地図等・登記事項証明書・登記申請書類の関係） 2. 登記構造論1（権利に関する登記の申請方法） 3. 登記構造論2（表示に関する登記の申請方法） 4. 登記申請論1（申請手続について） 5. 登記申請論2（申請情報について） 6. 登記申請論3（添付情報について） 7. 登記審査論（登記官の審査方法等について） 8. 登記実務論1（所有権登記） 9. 登記実務論2（相続登記等） 10. 登記実務論3（担保権登記） 11. 登記実務論4（賃借権登記） 12. 登記実務論5（信託その他の登記） 13. 登記実務論6（仮登記について） 14. 登記実務論7（登記立会） 15. 登記実務論8（判決による登記） 							
【その他】							

配当年次	3年	開設期	後期	区分	選択【d 展開・先端科目】	単位数	2単位
授業科目名	債権回収法						
担当教員名	*原田 武彦	研究室	*	内線	*		
<p>【科目の概要】</p> <p>1) 予防法学としての債権管理 2) 紛争処理としての債権回収（任意回収，強制回収）</p>							
<p>【授業の目標】</p> <p>1) 債権回収という局面を題材にして，実体法と手続法にまたがる幅広い視野の獲得ができる。 2) 民法，会社法，民事執行・保全法，倒産法などの視点から，債権者と債務者のダイナミックな攻防について理解し，その実態や理論についての理解を深める。 3) 法律実務家として，債権者あるいは債務者の代理人として，あるいは裁判官として，あるべき債権回収・会社再生の方法を身につけると同時に，依頼人に対してわかりやすく説明できるよう正確な理解をするようになる。</p>							
<p>【授業の進め方】</p> <p>1) 講義による説明，受講者との質疑応答による 2) 民法・民事訴訟法の基礎的な条文については，理解ができているものという前提で進めるが，授業を通じて，そうした基礎的な部分についても，実例に則した理解が深まるように努めたい。 3) 事前に次回の講義で扱う設例を配布するので，あらかじめ設例に対する自己の考えをまとめておくことが望ましい。</p>							
<p>【主たる教材】</p> <p>講義において，課題事例や参考裁判例を配布する。 別冊ジュリスト208号（民事執行・保全判例百選〔第2版〕）はあると望ましい。</p>							
<p>【成績評価の基準】</p> <p>期末レポート90%，平常点10%（発言状況）</p>							
<p>【授業計画】</p> <p>昨年の例なので，順序等を変更する場合がある</p> <p>第1回 インTRODクシヨン～債権管理の基礎知識 第2回 債権管理，契約書 第3回 人的保証をめぐる諸問題 第4回 人的保証をめぐる諸問題（続き），任意の回収（回収交渉），時効 第5回 債権回収の方法としての債権譲渡，債務引受 第6回 強制回収（1）担保権の実行と債務名義の取得，物上代位 第7回 強制回収（2）不動産執行をめぐる諸問題～とくに執行妨害事例 第8回 民事保全（仮差押と仮処分，特殊な財産権の場合） 第9回 特殊な債務者からの債権回収 第10回 経営責任の追及，破産・倒産・再生手続と債権回収 第11回 債権者代位権 第12回 債権者取消権 第13回 濫用的会社分割 第14回 法人格否認の法理 第15回 商号続用者の責任</p>							
<p>【その他】</p> <p>この分野では，まず債権者と債務者間での対立が深刻化し，それが裁判所に持ち込まれて，多数の下級審判決が積み上げられていきます。やがて，最高裁判決等を経て，ようやく立法による手当がなされるということも多くあります。</p> <p>その意味では，債権回収法においては，法律の一般的な理解や整理だけではなく，各種裁判例を丹念に検討していくことが重要となります。判決については，単に要旨や結論だけを見るのではなく，各当事者がどのような主張を行い，裁判所によってどのような事実認定がなされているのかを知ることが不可欠ともいえます。裁判例を読む楽しみを知り，各種の紛争の実相を垣間見ることへの興味を持てるような講義にしていきたいと考えています。</p>							

2018 HULS

配当年次	3年	開設期	前期	区分	選択【d 展開・先端科目】	単位数	2単位
授業科目名	知的財産法 1						
担当教員名	*板倉 集一	研究室	*	内線	*		
【科目の概要】							
知的財産法は、特許法、実用新案法、意匠法、商標法、著作権法、不正競争防止法等の総称であり、客体である情報（知的財産）の保護法である。知的財産の特徴、知的財産法の体系、著作権法の目的、著作物、著作者、職務著作、著作権、著作権の制限、著作者人格権、著作隣接権、みなし侵害を含む著作権侵害に対する法的救済について主要論点を分析・検討する。							
【授業の目標】							
著作権法について基礎的知識を習得するとともに、主要論点について判例規範を中心に理解し、説明できるようになることを目標とする。							
【授業の進め方】							
講義構成に示されたテーマおよび内容について、事前に配布されるレジュメに沿って、教科書や参考書により予習していることを前提に基礎的な知識及び主要論点について、講義及び受講生に対する質疑応答による双方向授業を組み合わせる。							
【主たる教材】							
1) テキストは、高林龍 『標準著作権法[第3版]』（有斐閣、2016年）、小泉直樹・田村善之・駒田泰士・上野達弘編『著作権判例百選[第5版]』（有斐閣、2016年）を使用する。 2) 参考書として、中山信弘『著作権法(第2版)』（有斐閣、2014年）を挙げておく。							
【成績評価の基準】							
各15分程度の記述式小テストを2回実施する（各10%で合計20%）、期末試験（80%）を総合評価する。							
【授業計画】							
<ol style="list-style-type: none"> 1. 知的財産法及び著作権法の概要：知的財産とは、知的財産法の体系、著作権法の目的 2. 著作権の客体(1)：著作物の要件、創작성 3. 著作権の客体(2)：言語の著作物、音楽の著作物、舞踏無言劇の著作物、美術の著作物（応用美術） 4. 著作権の客体(3)：建築の著作物、図形の著作物、写真の著作物 5. 著作権の客体(4)：プログラムの著作物、二次的著作物、編集著作物等（小テスト） 6. 著作権の主体：著作者、共同著作、職務著作、映画の著作物の著作者・著作権者 7. 著作権(1)：複製権、上演権、演奏権、公衆送信権、伝達権、口述権 8. 著作権(2)：展示権、頒布権、譲渡権、貸与権、翻案権 9. 著作権の制限(1)：私的使用のための複製、付随対象著作物利用等、図書館における複製 10. 著作権の制限(2)：引用、教育・試験のための利用（小テスト） 11. 著作権の制限(3)：非営利目的の上演等、美術の著作物の利用と制限 12. 著作権の制限(4)：インターネット等の円滑利用との調整、著作権の存続期間 13. 著作者人格権：公表権、氏名表示権、同一性保持権、その他人格的利益の保護 14. 著作隣接権：実演家・レコード製作者・放送事業者・有線放送事業者の権利、権利の利用 15. 著作権侵害訴訟：みなし侵害、侵害の主体性、著作権侵害と救済手段 							
【その他】							

配当年次	3年	開設期	後期	区分	選択【d 展開・先端科目】	単位数	2単位
授業科目名	知的財産法 2						
担当教員名	*板倉 集一	研究室	*	内線	*		
【科目の概要】							
知的財産法は、特許法、実用新案法、意匠法、商標法、著作権法、不正競争防止法等の総称であり、客体である情報（知的財産）の保護法である。知的財産の特徴、知的財産法の体系、特許法の目的、発明、発明者、職務発明、特許の要件、特許権の取得手続、審判、審決取消訴訟、特許権の効力とその制限、特許権の利用（専用実施権・通常実施権）、特許権の侵害（文言侵害・均等侵害・間接侵害）、抗弁、救済手段、立証の容易化、秘密保持命令に関する論点について重要判例の分析を通じて検討する。							
【授業の目標】							
特許法について基礎的知識を習得するとともに、主要論点について判例規範を中心に理解し、説明できるようになることを目標とする。							
【授業の進め方】							
講義構成に示されたテーマおよび内容について、事前に配布されるレジュメに沿って、教科書や参考書により予習していることを前提に基礎的な知識及び主要論点について、講義及び受講生に対する質疑応答による双方向授業を組み合わせる。							
【主たる教材】							
1) テキストは、高林龍『標準特許法[第6版]』（有斐閣、2017年）、中山信弘・大淵哲也・小泉直樹・田村善之編「特許判例百選[第4版]」（有斐閣、2012年）を使用する。 2) 参考書として、中山信弘『特許法[第3版]』（弘文堂、2016年）を挙げておく。							
【成績評価の基準】							
各15分程度の記述式小テストを2回実施する（各10%で合計20%）、期末試験（80%）を総合評価する。							
【授業計画】							
1. 知的財産法及び特許法の概要：知的財産法の体系、特許法の意義、目的、発明の意義 2. 特許権の保護対象：発明の要件、発明の種類、プログラムの発明 3. 特許の要件(1)：産業上の利用可能性（医療関連発明）新規性、進歩性、 4. 特許の要件(2)：特許を受けることができない発明、先願性、拡大先願、出願書類記載要件 5. 特許権の主体(1)：発明者、特許を受ける権利、冒認出願（小テスト） 6. 特許権の主体(2)：職務発明の意義、要件、相当なお利益請求権 7. 特許権の取得手続：出願、出願公開、審査請求、補正、査定、登録 8. 審判・審決取消訴訟：審判の目的、意義、種類、内容、審決取消訴訟の手続、審理範囲 9. 特許権の効力と利用：特許権の効力、専用実施権、通常実施権 10. 特許権の効力と制限(1)：国内消尽論（小テスト） 11. 特許権の効力と制限(2)：国際消尽論、特許権の効力が及ばない実施 12. 特許権の侵害(1)：特許請求の範囲の解釈、文言侵害、均等論 13. 特許権の侵害(2)：間接侵害 14. 特許権の侵害(3)：特許無効の抗弁、包袋禁反言、先使用权（法定通常実施権による制限） 15. 特許権の救済手段：差止め・損害賠償請求、損害額の算定のための特則							
【その他】							

2018 HULS

配当年次	3年	開設期	後期	区分	選択【d 展開・先端科目】	単位数	2単位
授業科目名	企業金融法						
担当教員名	片木 晴彦	研究室	S 2 1 2	内線	7 0 6 5		
【科目の概要】							
<p>企業の資金調達，資本の再構成など企業金融をめぐる法制度およびその実務について学ぶ。この分野は，会社法，税法，会計基準等による規制が複雑に入り組んでいる。金融活動の意義を理解するためのファイナンス論の基礎的な考え方も示す。</p>							
【授業の目標】							
<p>1) 金融活動の最新の実例を通じて，企業金融の総合的な理解を得る。 2) 企業の金融活動に対する事前の助言業務に対応する能力を修得し，企業の活動が関連法制に適合するように配慮する「予防法」的な視点を養う。</p>							
【授業の進め方】							
<p>講義では，テーマ事例ごとに企業のできるだけ最新の実例を素材とする。受講者は，各事例に関連する法規定をチェックし，講義での質疑に備えてほしい。</p>							
【主たる教材】							
<p>配付する資料を中心に講義するため，統一した教科書の指定はない。</p>							
【成績評価の基準】							
<p>期末試験70%，レポート30%</p>							
【授業計画】							
<ol style="list-style-type: none"> 1. 株式会社のファイナンス：市場におけるファイナンスの実務 2. 株式会社のファイナンス：資金調達方法の選択と資本コストの理論 3. 計算書類の基礎的な読み方 4. 種類株式の活用：上場会社における種類株式の利用 5. 事業承継：株式の相続に関する法務と税務 6. 新株予約権：ストックオプションの実務を中心に 7. 新株予約権：新株予約権社債および買収防衛策 8. 株式の評価の実務 9. 株式買取請求権と株式の評価：近年の判例を中心に 10. 剰余金の配当ないし分配：再び資本コスト 11. 自己株式の取得の法務とファイナンス 13. 資本の再構成：欠損てん補の意味 14. 組織再編：各種組織再編の手法の比較 15. 組織再編：事業承継および事業再生への応用 							
【その他】							

2018 HULS

配当年次	3年	開設期	前期<第1ターム>	区分	選択【d 展開・先端科目】	単位数	1単位
授業科目名	金融商品取引法入門						
担当教員名	周田 憲二	研究室	B207	内線	7074		
【科目の概要】							
金融商品取引法に関する判例を検討し，同法の規律を理解する。							
【授業の目標】							
1) 金融商品取引法の規制を理解する。 2) 金融商品取引法の分野に関する判例を検討する。							
【授業の進め方】							
1) 判例事案を，質疑応答を交えながら検討する。 2) 金融商品取引法の規律を，質疑応答を交えながら理解する。							
【主たる教材】							
適宜配布する。							
【成績評価の基準】							
レポート100%							
【授業計画】							
1. 開示制度 2. 公開買付規制 3. 金融商品取引業者 4. 不公正取引規制 5. 金融商品取引所 6. 委任状勧誘 7. 課徴金 8. 有価証券理論その他 必要に応じ，授業の内容及び順序を適宜変更することを予定しています。							
【その他】							
毎時間，レポートを作成することを要求し，厳格に評価します。							

2018 HULS

配当年次	2年	開設期	後期	区分	選択【d 展開・先端科目】	単位数	2単位
授業科目名	国際私法・取引法						
担当教員名	*中林 啓一	研究室	*	内線	*		
【科目の概要】							
国境を越える私法上の法律関係に関する諸問題のうち、当該紛争の実体に適用される法の問題（いわゆる国際私法の問題）および手続法上の諸問題（いわゆる国際民事訴訟法の問題）を中心に検討する。国際取引法についても必要な範囲で取り上げることとしたい。							
【授業の目標】							
国際私法・国際民事訴訟法および国際取引法の具体的な問題につき適切な解決策を提示できるようになること。							
【授業の進め方】							
第二回目以降、担当者が事前に課題を提示する。当該課題について、受講者は授業前に各自で解答する。各自で解答した課題にもとづいて授業時に全員で検討する。							
【主たる教材】							
<ul style="list-style-type: none"> ・教科書＝中西康ほか『国際私法』（有斐閣、2014年） <ul style="list-style-type: none"> ※国際私法に関する基本書をすでに持っている場合は当該書でも差し支えない。 ・必携書＝櫻田嘉章ほか『国際私法判例百選（第2版）』（有斐閣、2012年） 							
【成績評価の基準】							
期末試験（80％）に、授業中の質疑応答や発言状況等（20％）を考慮して評価する。							
【授業計画】							
<ol style="list-style-type: none"> 1. 国際私法の対象とその範囲・関連分野 2. 国際私法総論(1)－法性決定，連結点の確定など 3. 国際私法総論(2)－反致，公序など 4. 国際家族法(1)－婚姻，夫婦財産制 5. 国際家族法(2)－離婚 6. 国際家族法(3)－親子関係，相続，遺言 7. 国際財産法(1)－行為能力，法人など 8. 国際財産法(2)－契約 9. 国際財産法(3)－不法行為 10. 国際財産法(4)－債権債務関係など 11. 国際民事訴訟法(1)－総論・身分関係事件の国際裁判管轄 12. 国際民事訴訟法(2)－財産関係事件の国際裁判管轄 13. 国際民事訴訟法(3)－外国判決の承認執行その他の問題 14. 国際取引法－ウィーン売買条約など 15. まとめ 							
【その他】							
時間の都合上，具体的な事例による演習を優先せざるをえない。受講生には，授業の前に該当箇所について教科書を読んでおくことを求めたい。							

2018 HULS

配当年次	3年	開設期	前期(集中)	区分	選択【d 展開・先端科目】	単位数	2単位
授業科目名	民事執行保全法						
担当教員名	田邊 誠	研究室	S107	内線	7029		
【科目の概要】							
民事執行法および民事保全法を中心として、強制執行および担保権実行手続、ならびに仮差押えおよび仮処分発令・執行手続について講義する。							
【授業の目標】							
1) 民事執行法と民事保全法の手続全体の流れとその基本的な構造を理解することができる。 2) 民事執行法と民事保全法の諸原則を具体的な事例に即して理解することができる。							
【授業の進め方】							
1) 受講者が、TKC上で示す教科書の指定箇所を検討してきていることを前提に授業を進める。 2) 限られた講義時間で広い範囲を学習することになるので、講義の前後の自習、特に民事執行法・民事保全法の各規定の精読を中心とした復習が不可欠である。							
【主たる教材】							
教科書＝上原敏夫・長谷部由起子・山本和彦『民事執行・保全法』（第5版）（有斐閣） 参考書＝『民事執行・保全判例百選』（第2版）別冊ジュリスト208号（有斐閣） 平野哲郎『実践 民事執行法 民事保全法』（第2版）（日本評論社）							
【成績評価の基準】							
期末試験 90%，授業中の質疑応答 10%							
【授業計画】							
1：民事執行手続の概観，民事執行の基本構造（1） 2：民事執行の基本構造（2），債務名義 3：執行文，執行の対象財産 4：執行手続の進行，執行関係訴訟，違法執行に対する救済（執行異議・執行抗告） 5：不動産執行と不動産競売（1） 6：不動産執行と不動産競売（2） 7：不動産執行と不動産競売（3） 8：不動産執行と不動産競売（4） 9：動産執行 10：債権執行（1） 11：債権執行（2） 12：その他の財産権に対する強制執行 13：非金銭執行，担保権の実行，形式的競売，財産開示制度 14：民事保全手続の基本構造，仮差押え 15：係争物に関する仮処分，仮の地位を定める仮処分							
【その他】							
限られた講義時間で広い範囲を学習することになるので、講義の前後の自習、特に民事執行法・民事保全法の各規定の精読を中心とした復習が不可欠である。							

配当年次	2年	開設期	前期(集中)	区分	選択【d 展開・先端科目】	単位数	2単位
授業科目名	倒産処理法1						
担当教員名	*藤本 利一	研究室	*	内線	*		
【科目の概要】							
この授業では、破産法の基本的な知識を習得することを目的とする。この授業の内容を十分に理解出来れば、条文や制度の内容について、基本的な理解を獲得することができ、典型的な事例問題について、一定の解答を導くことができる。また、倒産法の重要判例を読み理解する前提となる学力を身につけることができる。こうした学力がその後の発展応用科目へとつながっていく。							
【授業の目標】							
1) 破産法の基礎的概念を、他者に平易に説明できる。							
2) 破産法の基礎的概念が問題となる典型的な事案を説明でき、当該概念を適用の上、理由とともに一定の結論を導くことができる。							
3) 他の倒産法にある、類似の基礎的概念について、整理と区別が出来る。							
【授業の進め方】							
1) 講義形式を中心とした授業である。							
2) 担当教員は、テキスト(藤本利一＝野村剛司編著『基礎トレーニング倒産法』・山本和彦『倒産処理法入門〔第5版〕』)と簡単な「事前課題」に従い授業を進める。 授業開始前に、山本和彦『倒産処理法入門〔第5版〕第1章～第4章を精読しておくこと。 なお、「事前課題」はあらかじめ支援室で受領すること。 毎回の授業では、テキストの精読とこの「事前課題」を検討済みであることを想定している。							
3) 教科書とは別に適切な体系書を利用することが望ましい。							
【主たる教材】							
教科書：藤本利一＝野村剛司編著『基礎トレーニング倒産法』（日本評論社，2013年9月） 山本和彦『倒産処理法入門〔第5版〕』（有斐閣，2018年2月）							
必携書：『倒産判例百選（第5版）』（有斐閣，2013年7月）							
参考書：伊藤眞『倒産法・民事再生法』（有斐閣，最新版）							
【成績評価の基準】							
小テスト（30%）＋期末試験（70%）							
【授業計画】							
1. 倒産法の考え方・イメージ							
2. 破産手続の流れ・民事再生手続の流れ							
3. 開始決定の効果							
4. 財産の管理・換価と管財人等							
5. 契約関係の処理1－売買・取戻権							
6. 契約関係の処理2－賃貸借・請負・リース契約							
7. 否認権1							
8. 否認権2							
9. 相殺権と相殺禁止1							
10. 相殺権と相殺禁止2							
11. 倒産手続における担保権の取扱い1－担保権総論・非典型担保							
12. 倒産手続における担保権の取扱い2－非典型担保・再生手続における担保権							
13. 債権の優先順位							
14. 配当と破産手続の修了							
15. 破産免責							
【その他】							

2018 HULS

配当年次	3年	開設期	前期(集中)	区分	選択【d 展開・先端科目】	単位数	2単位
授業科目名	倒産処理法2						
担当教員名	*小梁吉章	研究室	*	内線	*		
【科目の概要】							
<p>本科目では、まず、破産法の理解を確認した後に、主として民事再生手続について学習する。その後、後半で判例百選を使用して、個別の事例を取り上げ、破産手続、民事再生手続を比較しながら、倒産処理法全体について理解する。</p>							
【授業の目標】							
<p>1) 倒産処理について、清算型と再建型の両方を基本的に理解する。 2) 多重債務または債務超過の法人・自然人に対して、どのような手続が可能か、具体的に説明する能力の基礎を形成する。</p>							
【授業の進め方】							
<p>1) 担当教員作成のレジュメを使った授業形式 及び 2) 理解を確認するための履修生への質問形式を併用</p>							
【主たる教材】							
<p>担当教員が用意するレジュメ 必携書＝『倒産判例百選（第5版）』 参考書＝『倒産処理法入門（第4版）』（有斐閣，2016年10月）（履修生の自学自習用） 参考書＝『民事再生法入門（第2版）』（有斐閣，2014年12月）（履修生の自学自習用）</p>							
【成績評価の基準】							
<p>期末試験70%＋平常点30%（授業中の質問への回答）</p>							
【授業計画】							
第1回～第2回		破産法の知識の確認					
第3回		民事再生法 総論 破産，和議，会社更生との対比					
第4回～第9回		法人再生 倒産実体法					
第10回		法人再生と個人再生					
第11回～第15回		倒産判例百選を使用した破産と民事再生の理解					
【その他】							

配当年次	2年	開設期	後期	区分	選択【d 展開・先端科目】	単位数	2単位
授業科目名	労働法1 <旧：労働契約法>						
担当教員名	山川 和義	研究室	B110	内線	7008		
【科目の概要】							
本講義では、労働保護法および労働契約法に関する法制度・判例についての理解を深め、この分野の法的紛争の問題点の把握およびその解決のあり方について検討する。							
【授業の目標】							
1 労働保護法および労働契約法に関する法制度の目的、内容を理解する。							
2 この分野に関する法的紛争にふれ、何が問題となるのかを把握する力をつける。							
3 以上をふまえて、紛争解決に必要な思考力を身につける。							
【授業の進め方】							
1 指定テキストをふまえたレジュメを配付し、それをもとに進める。							
2 事前学習等については、適宜指示する。							
【主たる教材】							
教科書＝菅野和夫『労働法 [第11版] 補訂版』（弘文堂，2016年） ＝『労働判例百選 [第9版] 』							
参考書等は別途紹介する。また、適宜資料を配付する。							
【成績評価の基準】							
筆記試験（期末試験60%，中間試験40%）							
【授業計画】							
1 労働法概説							
2 労働者概念，使用者概念							
3 就業規則の意義と効力							
4 採用・内定・試用							
5 労働契約上の権利・義務，労働憲章							
6 賃金①							
7 賃金②							
8 労働時間・休暇①							
9 労働時間・休暇②							
10 懲戒							
11 人事①							
12 人事②							
13 労働関係の終了①							
14 労働関係の終了②							
15 全体のまとめ							
【その他】							

配当年次	3年	開設期	前期	区分	選択【d 展開・先端科目】	単位数	2単位
授業科目名	労働法2 <旧：労使関係法 >						
担当教員名	山川 和義	研究室	B110	内線	7008		
【科目の概要】							
<p>本講義では、集团的労働法に関する法制度・判例についての理解を深め、この分野の法的紛争の問題点の把握およびその解決のあり方について検討する。また、労働法1で扱わなかった個別的労働関係法の分野も扱う。</p>							
【授業の目標】							
<ol style="list-style-type: none"> 1 集团的労働関係法に関する法制度の目的、内容を理解する。 2 この分野に関する法的紛争にふれ、何が問題となるのかを把握する力をつける。 3 以上をふまえて、紛争解決に必要な思考力を身につける。 							
【授業の進め方】							
<ol style="list-style-type: none"> 1 指定テキストをふまえたレジュメを配付し、それをもとに進める。 2 事前学習等については、適宜指示する。 							
【主たる教材】							
<p>教科書＝菅野和夫『労働法 [第11版] 補訂版』（弘文堂，2016年） ＝『労働判例百選 [第9版]』 参考書等は別途紹介する。また、適宜資料を配付する。</p>							
【成績評価の基準】							
筆記試験（期末試験60%，中間試験40%）							
【授業計画】							
<ol style="list-style-type: none"> 1 労働基本権，労働者概念 2 労働組合の組織と運営 3 団体交渉 4 労働協約 5 団体行動① 6 団体行動② 7 不当労働行為① 8 不当労働行為② 9 雇用平等 10 労災補償 11 労災補償 12 非正規雇用①—有期労働契約，パート 13 非正規雇用②—派遣 14 企業の組織変更と労働法 15 ワークライフバランスと労働法（女性・年少者保護），育児介護 							
【その他】							

2018 HULS

配当年次	3年	開設期	後期	区分	選択【d 展開・先端科目】	単位数	2単位
授業科目名	労働法演習						
担当教員名	山川 和義	研究室	B 1 1 0	内線	7 0 0 8		
【科目の概要】							
本講義では、労働法1および2で学習した内容を前提に、具体的な事例検討を行う。これを通じ、より複雑な紛争の解決のための法的思考力を身につけることを目的とする。							
【授業の目標】							
1 具体的事例をみることで、当該紛争の問題点およびその解決内容についての確に把握できる。							
2 紛争解決における的確な法適用，解釈を行うための思考，論証ができる。							
【授業の進め方】							
1 指定した内容の確認をし，指定した内容について予習（既習事項の復習）を行う。詳細はTKC上で指示する。							
2 具体的事案について検討を行い，議論する。また当該テーマに関連する事項も併せて考察する。							
【主たる教材】							
教科書＝菅野和夫『労働法 [第11版] 補訂版』（弘文堂，2016年），『労働判例百選[第9版]』 その他，適宜，資料を配付する。							
【成績評価の基準】							
期末試験 7 0 %，平常点（レポート提出，講義での発言等）							
【授業計画】							
労働保護法・労働契約法，集团的労働法（労使関係法）に関する事例の検討を行う。							
【その他】							

配当年次	3年	開設期	前期	区分	選択【d 展開・先端科目】	単位数	2単位
授業科目名	社会保障法						
担当教員名	山川 和義	研究室	B 1 1 0	内線	7 0 0 8		
【科目の概要】							
本講義では、社会保障法制度の目的、基本的な仕組みを理解し、これに関わる法的紛争について検討する。これらを通じて、社会保障に関わる法的問題の理解とその解決のあり方を検討する。							
【授業の目標】							
1 社会保険および社会福祉に関する法制度の目的、基本的な仕組みを理解する。 2 社会保障法制度に関わる法的紛争にふれ、何が問題となるのかを把握する力をつける。 3 以上をふまえて、紛争解決に必要な思考力を身につける。							
【授業の進め方】							
1 指定テキストをふまえたレジュメを配付し、それをもとに進める。 2 事前学習等については、適宜指示する。							
【主たる教材】							
教科書＝加藤智章，菊池馨実，倉田聡，前田雅子『社会保障法 第6版』（有斐閣，2015年） 参考書＝『社会保障判例百選 第5版』（有斐閣，2016年） その他，適宜，資料を配付する。なお，教科書は最新版を使用する。							
【成績評価の基準】							
期末試験（100%）							
【授業計画】							
1 社会保障法制度の概要 2 医療保障制度① 3 医療保障制度② 4 年金① 5 年金② 6 介護保険制度① 7 介護保険制度② 8 労災保険制度① 9 労災保険制度② 10 雇用保険制度 11 公的扶助① 12 公的扶助② 13 社会福祉① 14 社会福祉② 15 全体のまとめ							
【その他】							

配当年次	3年	開設期	前期	区分	選択【d 展開・先端科目】	単位数	2単位
授業科目名	税法						
担当教員名	*仲田 誠一, *村岡 亮	研究室	*	内線	*		
【科目の概要】							
<p>税金, 会計の基本的な知識を理解した上で, 所得課税分野を主として法構造及び判例を検討し, 実務家に必要な税法分野の基本的知識及びリーガルマインドを習得していく。特に, 中小同族企業の実態を学び, その特殊性を理解する過程を通じて所得課税の構造の理解を深めつつ, 実務家として日常的に接することの多い中小企業経営者をサポートするための基本的素養を習得していく。</p>							
【授業の目標】							
<p>1) 会計の基本的理解を習得した上で, 主に所得課税分野の法体系を把握する。 2) ケース研究を通じてリーガルマインドを習得する。 3) 同族の中小企業の経営実務を理解し, 法律実務家として各法分野(税法や会社法等)における中小企業のサポートに必要な知識を習得する。</p>							
【授業の進め方】							
<p>1) 「数字のわかる法律実務家」を目指し, 会計・税務の実務に興味のある学生を対象としたい。 2) 授業の大半は講義形式を予定しているが, 適宜ケースメソッド, ディベート形式で, 自分の考えの主張もできるよう授業を進めたい。 3) 課題等は原則として課さないが, 希望があれば適宜対応したい。 4) 覚えるのではなく考えてもらえるように事例問題の検討を中心としたい。 5) 将来役に立つような実務的な問題を授業に取り入れたい。 6) 授業で使用する資料・事例問題等は, TKCの教育支援システムを通じて事前に配布する予定である。授業の前には必ずTKCシステムを確認されたい。</p>							
【主たる教材】							
<p>1) 教科書=指定しない。 2) 参考書=指定しない。 3) 授業に必要な教材は, TKCシステムを通じて適宜配信する。</p>							
【成績評価の基準】							
<p>期末レポート: 70%, 平常点: 30% (授業中の質疑応答, 課題等)</p>							
【授業計画】							
<p>1. ガイダンス, 税金の仕組み 2. 租税法総論Ⅰ (実体法を中心に) 3. 所得税の仕組み 4. 租税法総論Ⅱ (実体法を中心に) 5. 中小企業論 6. 租税法総論Ⅲ (手続法を中心に) 7. 企業会計概説 8. 所得税法各論Ⅰ 9. 法人税の仕組み 10. 法人税法各論Ⅰ 11. 相続税の仕組み 12. 所得税法各論Ⅱ 13. 所得税法各論Ⅲ 14. 法人税法各論Ⅱ 15. 講義のまとめ</p>							
【その他】							

配当年次	2年	開設期	前期<第2ターム>	区分	選択必修【c 基礎法学・隣接科目】	単位数	1単位
授業科目名	アジア法1						
担当教員名	田村耕一, 山川和義ほか	研究室		内線			
【科目の概要】							
<p>アジア法1では主に韓国を, アジア法2では主に中国の法制度を取上げると共に, アジアにおいて日本との関係で実際に生じている問題を具体的に検討する。比較検討を通じて, 日本法の正確な理解の促進と定着を図るとともに, 東アジアの法制度とその運用を事例に即して具体的に理解する。これにより, 法運用の面から東アジアと日本との国際交流に主体的に関与し, 企業レベルのみならず個人レベルの交流を含む新たな国際交流の職域において活躍できる実務法曹を目指す。</p>							
【授業の目標】							
<ol style="list-style-type: none"> 1) 法の生成や継受の過程を歴史的・比較法的に見ることができる。 2) 成立要件, 効力要件, 対抗要件の違いを理解することができる。 3) 日本, 韓国及び中国の民事法制の主要な違いを説明することができる。 							
【授業の進め方】							
<ol style="list-style-type: none"> 1) 事前に配付される資料を読んだ上で授業に参加すること。 2) 教員からの解説とこれに対する質疑応答を行う。 							
【主たる教材】							
適宜, 資料を配付する。							
【成績評価の基準】							
レポート (80%), 平常点 (授業中の質疑応答, 発言状況等) (20%)							
【授業計画】							
第1回 概説, 東アジア法の歴史 (田村)							
第2回 韓国法1 (金)							
第3回 韓国法2 (金)							
第4回 アジアの家族法1 (小川)							
第5回 アジアの家族法2 (小川)							
第6回 実務上の問題点1 (李)							
第7回 実務上の問題点2 (李)							
第8回 労働法上の問題点 (山川)							
【その他】							
後期のアジア法2を続けて履修することを勧める。							

2018 HULS

配当年次	2年	開設期	後期<第3ターム>	区分	選択必修【c 基礎法学・隣接科目】	単位数	1単位
授業科目名	アジア法2						
担当教員名	田村耕一ほか	研究室		内線			
【科目の概要】							
<p>アジア法1では主に韓国を、アジア法2では主に中国の法制度を取上げると共に、アジアにおいて日本との関係で実際に生じている問題を具体的に検討する。比較検討を通じて、日本法の正確な理解の促進と定着を図るとともに、東アジアの法制度とその運用を事例に即して具体的に理解する。これにより、法運用の面から東アジアと日本との国際交流に主体的に関与し、企業レベルのみならず個人レベルの交流を含む新たな国際交流の職域において活躍できる実務法曹を目指す。</p> <p>アジア法2では、具体的に企業内法務で抱える問題についても取上げる。</p>							
【授業の目標】							
<ol style="list-style-type: none"> 1) 法の生成や継受の過程を歴史的・比較法的に見ることができる。 2) 企業における法的問題への対応姿勢・方法・思考方法を説明することができる。 3) 日本、韓国及び中国の民事法制の主要な違いを説明することができる。 							
【授業の進め方】							
<ol style="list-style-type: none"> 1) 事前に配布される使用を読んだ上で授業に参加すること。 2) 教員からの解説とこれに対する質疑応答を行う。 							
【主たる教材】							
適宜、配布する。							
【成績評価の基準】							
レポート（提案内容）（80%）、平常点（授業中の質疑応答、発言状況等）（20%）							
【授業計画】							
第1回 中国民法1（鄭）							
第2回 中国民法2（鄭）							
第3回 企業内法務1（田村）							
第4回 企業内法務2（田村）							
第5回 企業内法務3（田村）							
第6回 企業内法務4（田村）							
第7回 中小企業の海外進出（田村）							
第8回 弁護士実務（田村）							
*毎週開講ではない可能性がある。各回の日程は追って連絡する。							
【その他】							
2年前期のアジア法1、及び、3年前期の臨床法務の継続履修を勧める。							

配当年次	3年	開設期	前期	区分	選択【b 実務基礎科目】	単位数	2単位
授業科目名	臨床法務						
担当教員名	非常勤講師（未確定）	研究室		内線			
【科目の概要】							
広島県内の企業，公共団体の職場で遭遇する現実の法律問題について，企業や自治体の担当者による問題提起を受けた上で，教員を交えて学生間において討議を行う。							
【授業の目標】							
企業，公共団体の職場で遭遇する法的問題を検討し協議することを通じて，複眼的な思考を養成するとともに，広く社会への関心と興味を引き起こし，ひいては就業意欲を増進することを目標とする。							
【授業の進め方】							
3回を1クールとし，公共団体，関係企業の担当者による講義（2回）と関係科目の教員を交えた検討（1回）を行う。							
【主たる教材】							
その都度，資料配付の予定。							
【成績評価の基準】							
レポート（100％）による。							
【授業計画】							
1 取締役会の運営と最近の状況について（マツダ）							
2 下請法対応の現状と課題（マツダ）							
3 1～2回のテーマに関する法律問題の検討							
4 行政情報の提供をめぐる問題（広島市）							
5 学校教育をめぐる法的問題（広島市）							
6 4～5回のテーマに関する法律問題の検討							
7 消費者保護をめぐる法的課題（その1）（広島県）							
8 消費者保護をめぐる法的課題（その2）（広島県）							
9 7～8回のテーマに関する法律問題の検討							
10 相続信託（広島銀行）							
11 銀行による中小企業の後継者支援（広島銀行）							
12 10～11回のテーマに関する法律問題の検討							
13 株主提案への対応（中国電力）							
14 株主総会における本人確認（中国電力）							
15 13～14回のテーマに関する法律問題の検討							
【その他】							
授業計画は，企業等の都合により，変更の可能性がある。							

配当年次	3年	開設期	前期(集中)	区分	選択【b 実務基礎科目】	単位数	1単位
授業科目名	公法実務基礎						
担当教員名	*大島 義則	/*伊藤 建	研究室	*	内線	*	
【科目の概要】							
公法訴訟における攻撃防御方法や的確な主張書面の記載方法について、実務的視点を踏まえ、具体的な事例問題を用いながら探求する。							
【授業の目標】							
1) 判例・学説などの基本的知識の実務上の意義を理解できる。 2) 具体的な事例において、判例・学説を用いた主張ができる。 3) 主張書面として説得的な主張を展開することができる。							
【授業の進め方】							
1) 公法訴訟実務分野における基本的な知識を確認する。 2) 事例問題を題材に、当事者双方の立場から、攻撃防御方法を検討し、争点整理をする。 3) 問題となっている争点における分水嶺を発見し、いずれの立場が説得的かを考える。							
【主たる教材】							
教科書＝レジュメを配布するため指定しない。 参考書＝木下智史・伊藤建『基本憲法Ⅰ 基本的人権』（日本評論社，2017年）， 長谷部恭男他〔編〕『憲法判例百選Ⅰ・Ⅱ〔第6版〕』（有斐閣，2013年）， 橋本博之『行政法判例ノート〔第3版〕』（弘文堂，2013年）							
【成績評価の基準】							
試験80%程度，平常点20%程度							
【授業計画】							
第1～3回 伊藤建 第1回 憲法訴訟実務①—「判例」とその「参照」および「区別(distinguish)」の手法 第2回 憲法訴訟実務②—憲法訴訟における学説の意義／判断枠組み論 第3回 憲法訴訟実務③—目的・手段審査の具体的内容（実務的視点から考える） 第4～6回 大島義則 第4回 行政訴訟実務①—行政事件訴訟の攻撃防御方法と法的三段論法 第5回 行政訴訟実務②—行政による法執行の流れから理解する行政訴訟の違法事由 第6回 行政訴訟実務③—法の一般原則・憲法違反の主張 第7～8回 大島義則＝伊藤建 第7回 総合問題その1（憲法訴訟） 第8回 総合問題その2（行政事件訴訟）							
【その他】							
授業計画は、事情により若干の変更がある。							

